

平成 2 1 年第 4 回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日（木曜日）

議 事 日 程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議員の辞職について
- 第 6 報告第 1 3 号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第 7 報告第 1 4 号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第 8 報告第 1 5 号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第 9 議案第 1 3 3 号 「仮称」金上野団地造成工事請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 第 1 0 議案第 1 3 4 号 数神・奈路地区自然公園等用地購入土地売買契約の締結について
- 第 1 1 議案第 1 3 5 号 平成 2 1 年度四万十町拠点ビジネス体制整備事業に伴う四万十町地場産業振興センター商品管理システム売買契約の締結について
- 第 1 2 議案第 1 3 6 号 平成 2 1 年度学校情報通信技術環境整備事業に伴う売買契約の締結について
- 第 1 3 議案第 1 3 9 号 平成 2 1 年度江師農林水産物集出荷加工場新築工事に伴う機器設備整備の売買契約の締結について
- 第 1 4 議案第 1 4 0 号 平成 2 1 年度高知県移動通信用施設整備事業携帯基地局用無線通信設備品一式（N T T ドコモ）売買契約の締結について
- 第 1 5 議案第 1 4 1 号 平成 2 1 年度高知県移動通信用施設整備事業携帯基地局用無線

通信設備品一式（KDDI）売買契約の締結について

- 第16 議案第137号 町道路線の認定について
- 第17 議案第138号 字の区域及び名称の変更について
- 第18 議案第115号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第19 陳情第21-29号 仁井田保育所閉園計画について白紙撤回を求める要望書の
取り下げについて
- 第20 議案第116号 四万十町滞在型市民農園条例の制定について
- 第21 議案第117号 四万十町保育所条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第118号 四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例につ
いて
- 第23 議案第119号 四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第120号 四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例に
ついて
- 第25 議案第121号 平成21年度四万十町一般会計補正予算（第5号）
- 第26 議案第122号 平成21年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
2号）
- 第27 議案第123号 平成21年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予
算（第2号）
- 第28 議案第124号 平成21年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予
算（第2号）
- 第29 議案第125号 平成21年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第
1号）
- 第30 議案第126号 平成21年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第
3号）
- 第31 議案第127号 平成21年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第1号）
- 第32 議案第128号 平成21年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2
号）
- 第33 議案第129号 平成21年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2
号）

第34 議案第130号 平成21年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第35 議案第131号 平成21年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算（第1号）

第36 議案第132号 平成21年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）

第37 陳情

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第37まで

~~~~~

出席議員（23名）

1番	吉村アツ子君	2番	岡峯久雄君
4番	島岡幹夫君	5番	山岡義正君
6番	緒方正綱君	7番	橋本保君
8番	山上利嗣君	9番	岩井優之介君
10番	田邊哲夫君	11番	松下和孝君
12番	林健三君	13番	酒井祥成君
14番	下元昇君	15番	竹内常喜君
16番	田邊幹男君	18番	堀本伸一君
19番	梶原政利君	20番	田邊客子君
21番	牧野利恵子君	23番	宮地章一君
24番	氏原郭君	25番	宮崎南海男君
26番	池本公夫君		

~~~~~

欠席議員（2名）

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 3番 | 弘瀬則彦君 | 17番 | 戸田健彦君 |
|----|-------|-----|-------|

~~~~~

説明のため出席した者

町長	前田哲生君	副町長	高瀬満伸君
参事兼危機管理監	浜田好清君	新産業政策監	森芳明君
会計管理者	林伸良君	総務課長	永井立一君

企 画 課 長	武 内 文 治 君	商工観光課長	市 川 敏 英 君
農林水産課長	武 市 逸 夫 君	建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君
管財契約課長	佐 竹 節 文 君	町 民 課 長	柴 久 幸 君
環 境 課 長	山 脇 一 生 君	健康福祉課長	岡 澄 子 君
税 務 課 長	山 本 靖 君	上下水道課長	高 橋 一 夫 君
教 育 委 員 長	宮 崎 勲 君	教 育 長	水 間 淳 一 君
教 育 次 長	渡 部 睦 君	学校教育課長	野 村 和 弘 君
生涯学習課長	山 本 弘 光 君	農業委員会会長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	永 尾 一 雄 君	代表監査委員	奥 宮 敏 男 君
総務課副課長	樋 口 寛 君	総務課副課長	山 本 康 雄 君
総務課財政班長	山 脇 光 章 君		

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	清 水 正 一 君	町民生活課長	武 内 洋 介 君
産業建設課長	下 藤 広 美 君	大正診療所事務長	林 正 憲 君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡 本 順 一 君	町民生活課長	杉 内 和 一 君
産業建設課長	林 久須男 君	十和診療所事務長	酒 井 寿 哉 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長	今 村 茂 君	次 長	田 辺 卓 君
書 記	津 野 寛 子 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時33分 開会

○議長（山岡義正君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより、平成21年第4回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日の会議に3番弘瀬則彦君、17番戸田健彦君から欠席届があつております。これで報告を終わります。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番緒方正綱君及び23番宮地章一君を指名します。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の12月8日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長岩井優之介君。

○議会運営委員長（岩井優之介君） 改めて、おはようございます。

議会運営委員会より、会期日程について報告いたします。会期は、本日より12月18日までの9日間と決定いたしました。

以上報告いたします。

○議長（山岡義正君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の12月10日から12月18日までの9日間であります。

お諮りします。

平成21年第4回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、平成21年第4回定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間とすることに決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があつております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第120条、議員の派遣について、その結果を報告します。

平成21年9月19日に、旧都筑邸復元竣工記念式典に竹内常喜、田邊哲夫、田邊客子、岡峯久雄、味元和義、松下和孝の各議員が出席しました。

平成21年10月1日から平成21年10月3日に東京都奥多摩町で、宅地分譲について、檜原村で木造建築の庁舎や図書館を、そして、築地中央卸売市場を今後の指針にいたしたく、氏原建設常任委員長ほか5人の委員が視察研修を行いました。

平成21年10月2日から平成21年10月3日に東京都台東区の隅田公園リバーサイドギャラリーで開催されました四万十町展に、議長、田邊哲夫、緒方正綱の両議員が都市住民との新しい交流産業、文化、環境、人づくりの情報コミュニティの形成を目的として出席しました。

平成21年10月13日から平成21年10月15日に岡山県高梁市及び島根県隠岐の島町で公共交通体系の運営状況や問題点、そして、今後の対応等について、田邊総務常任委員長ほか5人の委員が視察研修を行いました。

平成21年10月16日に高知県立県民文化ホールで高知県町村議会議長会創立60周年記念式典及び講演会が開催され、議長ほか議員13人が出席しました。

平成21年10月23日に高知県立県民文化ホールで平成21年度トップセミナーが、市町村の重点課題や政局の理解を求めることを目的として開催され、議長、竹内副議長、田邊、緒方、氏原、岩井の各委員長が出席して研修をしました。

平成21年11月4日に東京都千代田区の九段会館ホールで現行の過疎地域自立促進特別措置法の今年度末執行を控え、明年度以降の新たな過疎対策の制定を強く要望し、新過疎法制定促進総決起大会に、竹内副議長が議長代理で出席しました。

平成21年11月13日に高知市本町の共済会館で平成21年度議会広報研修会が開催され、議会だより編集のポイントの講義の後に、議会広報クリニックとして実際にアドバイスや診断をしていただき、堀本議会だより広報特別委員長ほか4人の委員が研修を行いました。

平成21年12月1日から平成21年12月2日に、先進地視察研修同行要請を緒方教

育民生常任委員長と宮地産業常任委員長が高南地域営農協議会長及び畜産振興部会長から受けて、千葉県香取市、銚子市、匝瑳市、茨城県取手市の先進地養豚農場等污水处理施設の視察研修を行いました。議長会の件につきましてもお手元に配付をしておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第4 行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出がっております。

これを許可します。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 本日、議員の皆様方のご出席をいただきまして、平成21年12月町議会定例会が開かれますことを厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、9月定例議会以降の行政運営等に関しまして、以下3点、ご報告を申し上げます。

まず、新型インフルエンザについてでございますが、新型インフルエンザが全国的に大流行いたしております。町内におきましては、12月7日現在、これまでに新型インフルにより休園措置等がとられた保育所は5園で、感染したと見られる児童数は50人、職員が8人となっており、小中学校では学年閉鎖や休校措置がとられた学校が13校、延べ177人の児童・生徒が報告をされております。それ以外の感染者につきましては、県への報告もなく把握できておりませんが、本格的な流行シーズンを迎えまして、今後の動向が非常に心配されるところでございますし、10歳以下の子供が重篤になりやすいということも懸念をされるところでございます。

現在、予防ワクチンの接種につきましては、糖尿病などの基礎疾患を有する方のうち、入院患者等の最優先者と妊婦について11月中旬から、小学校3年生までの乳幼児と基礎疾患が12月初めから始まっております。今後、小学校高学年と1歳未満の保護者への接種が今月18日からとなっており、今後順次希望者に対しての接種も予定されておりますが、予約申込者数に対してワクチンの供給量が大変少ない状況が続いております。

町としましては、予防対策として、優先接種者のうち生活保護世帯と住民税非課税世帯については、接種に要する費用の全額、その他の優先接種者については一律1,000円の個人負担とし、それ以外の部分を町が補助する支援措置をとることといたしております。

て、今議会にその関連予算を上程いたしております。今後とも福祉保健師等連携をとりながら、町広報やケーブルテレビを通じて、うがいや手洗いなどの予防啓発を進めてまいりたいと存じます。

次に、数神・奈路地区の用地取得についてでございますが、10月22日の臨時議会におきまして補正予算の承認をいただきました数神・奈路地区の用地取得につきましては、その後何回か地権者との協議を行ってまいりまして、このほど、最終の協議が整い、今議会で議案として提案させていただいております。今後、牧野植物園等の協力をいただき、希少植物の群生等の調査を行い、自然公園として保護すべき場所を特定し、また他の区域につきましては、本町の産業振興のための具体的計画を定め、活用してまいりたいと考えております。

次に、場外船券売り場オラレについてでございます。

一昨年、財団法人競艇振興センターより進出の打診がありました場外船券売り場オラレにつきましては、一般質問等でも取り上げられてきたところでございますが、町としましては誘致に向けて取り組んできた商工会の動向等を勘案して、最終的な態度を決めたいとしてきたところでございます。

先月末、商工会においては、競艇振興センターの説明を求めた結果、昨今の経済情勢等から本町での黒字経営は見込みがたく、オラレ進出を断念したい旨の説明がなされ、商工会理事会としては誘致しないことを決定したとの報告がございました。議員各位を初め、町民の皆さん方に何かとご心配をおかけをしたところでございますし、競艇振興センターの思惑に振り回されたということは大変遺憾でございますが、これを受けまして、町としては今後この問題はなかったものとして取り扱ってまいりますことをご報告を申し上げます。

平成21年度も間もなく終わりを迎えようとしております。8月には、台風9号で十和地区を中心とした災害や、国政では政権交代などもございましたが、本町にとっては当初予定をいたしておりました各種事業もおおむね順調に執行できております。年が明ければ22年度予算に向けての作業も始まりますが、今後も災害に強いまちづくり、安全・安心なまちづくりに向けまして、議員の皆様並びに町民の皆様のなお一層のご協力とご理解をお願い申し上げまして、簡単でございますが行政報告を終わらせていただきます。

○議長（山岡義正君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。

日程第5を議決し、日程第6 報告第13号から日程第8 報告第15号までを報告後、日程第9 議案第133号から日程第12 議案第136号までの4議案及び日程第13 議案第139号から日程第15 議案第141号までの3議案並びに日程第16 議案第137号から日程第17 議案第138号までの2議案と、日程第18 議案第115号、そして、日程第19 陳情第21－29号を上程説明、審議、採決後、日程第20 議案第116号から日程第36 議案第132号までの17議案は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日を予定し、日程第37 陳情はそれぞれ所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第5 議員の辞職についてを議題とします。

17番戸田健彦君から議員の辞職願が提出されましたので、その写しを配付しております。

事務局長に辞職願いを朗読させます。

○議会事務局長（今村 茂君） それでは、17番戸田健彦議員から提出をされました辞職願いを朗読をいたします。

平成21年12月10日。

四万十町議会議長山岡義正様。

四万十町議会議員戸田健彦。

辞職願。私儀、このたび一身上の都合により議員を辞職したいので許可されますようお願い出ます。

以上です。

○議長（山岡義正君） お諮りします。

17番戸田健彦君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異義なしと認めます。したがって、17番戸田健彦君の議員辞職を許可することに決定しました。

ただいま議員の辞職が許可されましたので、補充議員が決定するまでの間、総務常任委員は欠員とします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第6 報告第13号専決処分の報告について（工事請負契約

の一部を変更する契約の締結について）、日程第7 報告第14号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、日程第8 報告第15号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）を一括報告とします。

提出者の報告を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） それでは、報告第13号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成21年度地域活力3-9-7第1号町道山手線改良工事におきまして、施工に当たり、警察署との協議結果、本路線は国道、県道、町道等交差点部が3カ所あり、小学校、大型量販店も隣接しており交通量も多いことから、通行の安全を図るために各交差点に交通誘導員を増員することとなりました。また、交差点部の取り合わせを行うため、L型側溝を追加施工することによる変更を行ったことによるものでございまして、契約金額の変更に伴い工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により、去る11月30日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

続きまして、報告第14号及び報告第15号専決処分の報告について、一括してご説明申し上げます。

本報告につきましては、興津保育所・デイサービスセンターさくら貝新築工事、興津保育所建築主体、デイサービスセンターさくら貝建築主体におきまして、基礎工事中の地中障害物撤去と搬出及び基礎支持地盤深さが想定より深かったことによる柱状地盤改良長さを延長したことによる変更を行ったものでございまして、契約金額の変更に伴い、工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により、去る12月1日それぞれ専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

○議長（山岡義正君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第9 議案第133号「仮称」金上野団地造成工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、日程第10 議案第134号数神・奈路地区自然公園等用地購入土地売買契約の締結について、日程第11 議案第135号平成21年度

四万十町拠点ビジネス体制整備事業に伴う四万十町地場産業振興センター商品管理システム売買契約の締結について、日程第 12 議案第 136 号平成 21 年度学校情報通信技術環境整備事業に伴う売買契約の締結について、以上議案第 133 号から議案第 136 号までの 4 議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 議案第 133 号「仮称」金上野団地造成工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成 21 年 6 月 17 日に議会の議決を受けました「仮称」金上野団地造成工事に関する工事請負契約の一部を変更するものでございます。工事箇所は窪川自動車学校跡地で、現在施工中でございますが、残土処理 1 万 3,342 立方メートルについて、当初は国土交通省との協議において、同じ金上野地区にある高速道路残土場での処理を計画いたしておりましたが、実施に当たり高速残土の搬出時期と重なり、高速残土への、残土場の搬出が不可能になりましたため、町内の別地区への処理となったものでございます。また、残土運搬に伴い、防塵処理施設を設置し、のり面の安定を図るため、南側山手の掘削のり面小段に排水路を追加施工したことによる増額でございます。

その他の工種につきましては、現地精査により数量及び金額の増減が生じたため変更しようとするものでございまして、これにより工事費が 1,052 万 1,000 円の増額となり、当初の契約金額 9,114 万円が変更請負契約金額 1 億 166 万 1,000 円となりますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第 134 号数神・奈路地区自然公園等用地購入に伴う土地売買契約の締結についてでございます。

この件につきましては、先ほど行政報告でも申し上げましたが、この契約は数神・奈路地区の原野、山林など、約 13 ヘクタールの土地を購入するものでございます。町道北側の土地については絶滅危惧種の植物を保護し、環境学習や町民憩いの場となる自然公園並びに実践農園として、また、町道の南側の土地につきましては企業誘致の用地として活用してまいりたいと考えております。この土地の価格については、不動産鑑定士によって土地鑑定を行っており、その鑑定価格に比較すると売買価格はかなり安い価格と判断をし

て、土地売買契約を締結しようとするものでございます。つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第135号平成21年度四万十町拠点ビジネス体制整備事業に伴う四万十町地場産業振興センター商品管理システム売買契約の締結についてでございます。

この契約は、道の駅めぐり窪川を中心に新たな拠点ビジネス体制を構築し、地域の活性化を図ることを目的とした四万十町拠点ビジネス体制整備事業として、商品の分析、管理能力の向上を図り、買い手市場に早急に対応できる体制を構築する商品管理システムを導入するための売買契約でございます。去る平成21年11月19日、三者によるプロポーザル方式により購入の相手方を選定しましたところ、東芝テック株式会社高知営業所が本事業の予定価格である836万9,000円の範囲内である760万円の見積書の提出がありましたので、5%の消費税及び地方消費税38万円を加えた798万円にて売買契約を締結しようとするものでございます。つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第136号平成21年度学校情報通信技術環境整備に伴う売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案につきましては、四万十町立小中学校の学校通信技術環境整備に係る売買契約の締結についての提案でございます。

本町では、学校における児童・生徒の情報活用能力の育成及び教育の質の向上を目的として、全小中学校にパソコン等の情報通信機器を整備いたしております。しかし、窪川地区におきましては、そのほとんどが5年間のリース期間を終えておりますため、機器の故障及び修理能力の低下が著しく、公務及び事業に支障を来しております。このことから、学校情報通信技術環境整備事業費補助金及び地域活性化・経済危機臨時対策交付金を利用して、窪川地区小中学校の校務及び教育用の情報通信機器を購入しようとするものでございます。

売買契約の締結につきましては、8社を指名して競争入札を行おうとしましたが、事前に3社から辞退届が提出されましたので、去る11月25日に5社による指名競争入札に付しましたところ、有限会社高知事務機が2,867万3,000円をもって落札いたし

ましたので、落札価格に５％の消費税１４３万３，６５０円を加え、３，０１０万６，６５０円にて売買契約を締結しようとするものでございます。つきましては、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

１０番田邊哲夫君。

○１０番（田邊哲夫君） それでは、まず１３３号から質問してみたいと思いますが、金上野団地の造成工事の変更契約ですが、金額的には約、当初の請負金額、これ、１割の増加ということになっています。変更理由について、今、町長からも説明がありましたが、わからんのは国交省との協議をしたと、それでオッケーが出たというふうに解釈していますが、たまたま搬出時期が重なったというのは、どちらがどう重なり合いをしたのか。国交省のほうが多またま話し合いしたけれども、この時期に重なったのか、それとも町がこういう工事が重ねてきたのか、その点、非常にわかりにくい。普通はお互いが、自治体同士協議をしてゴーサインが出たら、それに向けてやるということが本来の姿じゃないかなと私は思っています。というのは、別地区に処理をすることによって、わかりませんが、増額をされたのではないかという懸念を持っていますので、何ゆえに重なった理由、お知らせを、答弁を願いたい。

それと、その残土運搬に伴い防塵処理施設等という形で、じゃ、当初の国交省の残土処理場に搬出するときには防塵処理施設は要らなかったのか、別の地域になったので防塵処理施設が必要になったのか、その理由がちょっとわかりませんのでお願いをしたい。

１３４号については、恐らく誰かから質問がありますので私は言いませんが。

その１３５号ですが、拠点ビジネスの関係です。その要旨の中、説明の中で、要はあぐり窪川が商品管理システムを導入して、いわゆる十和や大正の道の駅、ＪＡみどり市等となっていますが、ほかのところともつなぐ可能性があるのかどうかわかりませんが、十和にはおかみさん市があったり、大正地域にはあぐりショップ四万十があります。そういうところも同じように、互換性のあるこういう管理システムの機器を導入しようとするのか、その点についてもう少し詳しくご説明いただければありがたいと思います。

続いて、136号ですが、3,000万近いお金をかけて、今回またパソコン等のさまざまな機器を購入するということになっていますが、まあ当時の説明では古くなったと、修理にもお金がかかるということだろうと思うわけですが、まあかなり今までも、旧町村時代からも購入をしてきました。納入場所は町内全域の小中学校という形になっていますが、どれくらいの機器が古くなって替えられるのか、一切これではわかりませんので、すべて新しく小中学校を買い替えをするという予算にしては少ないですし、そこらあたり、もう少し理由と購入台数について答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 金上野団地の造成工事の件についてお答えしたいと思います。

先ほどご質問がありましたように、当初国土交通省と町におきまして、残土処理場を、国土交通省が今つくっております四国横断自動車道の金上野地区に残土場があるわけですが、そこへ町のほうから要望いたしまして、同じ金上野地区で、うちの、町の造成工事がある残土を受け入れができないかというお願いいたしましたところ、受け入れ許可をもらいました。しかしながら、受け入れ許可はもらいましたが、一応造成場所としては国土交通省が造成した残土場でありますので、ちょうど搬出時期が、うちの金上野の造成、金上野団地の山切の掘削、約1万3,300立米の搬出時期と国土交通省が平串地区の山切の残土を運ぶ時期が重なりまして、国土交通省のほう約1日当たり480台のダンプで運ぶ関係でちょっと残土場の受け入れが困難ということがまたできましたので、うちのほうは、町のほうといたしましては、町内4カ所に残土場を求めまして、1万3,000立米の残土を実施しました。その結果、町内4カ所については、今の国土交通省の高速残土場より距離が少し離れますので、当然ながら搬出の運搬費が増額となりました。

次に、防塵処理施設の件ですが、防塵処理施設としましては、当初のうちの設計では、それほど防塵処理施設まで設計の中では考慮いたしておりませんでした。しかしながら、一応残土計画する、搬出する時期におきまして関係機関と協議いたしましたところ、当然防塵処理施設が必要じゃないかということになりましたので、新たにうちが造成地の前側のところに搬出するダンプのタイヤを洗浄するコンクリートでこしらえた水たまり、プールのなものをつくりまして、そこでタイヤを洗浄してから町道へ出、それから国道56号線を走り、残土場へ運ぶ計画となった関係で防塵処理施設の追加で増額となりました。

以上です。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 135号についてお答えをいたします。

他の施設とのつなぐ予定があるかというご質問でございますが、町内の既存施設との連携につきましては、今後その各施設との協議をいたしまして設置すると、つなぐということになるかと思えます。まだ全部をつなぐという計画ではなくて、話し合いによって進めていくという計画でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） 第136号についてお答えいたします。

パソコン等の周期につきましては、大体が五、六年の周期ということになっております。また、今回購入を予定しておるところにつきましてはリース計画を結んでおりまして、大体22年度でリース契約が切れるということになっております。その関係で今回のパソコン購入ということになりました。主な購入につきましては公務用、そして、教育用ということで、先生用、生徒用ということで、窪川地区内の小中学校15校につきましては、主にノートパソコン、デスクトップを購入をすることといたしました。

そして、その他でございますが、OS機器ということでWindows7という新しくソフトができましたが、そちらのほうを大正地区、十和地区のソフトウェアのOSの変更ということになっております。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 今、建設課長から答弁いただきました。

国交省と協議をして了承いただいた関係で、それで計画したけれども、やはり断られてほかの4カ所の地域に残土処理をしなければならなくなったと。そのために、増額になったという話です。

私が聞いたのは、いわゆる町が国交省と交渉した、いつからいつまで残土処理したいという話と、当然したと思うわけですね。それで、オッケーを出したということは、その時期では国交省のいわゆる平串地域の高速道路の残土は予定してなかったというふうにとれるわけです、私の受け取り方はですよ。だからオッケーが出てよ。重なったら当然オッケーが出なかったということでしょう。だから、どっちが重なる理由ができたのかということですよ。そうでしょう。時期が重なるがやったら、国交省は貸さんでしょう。重なる予

定がなかったので、町が残土オッケーという了解を得たと思うわけです、私は。しかし、いかんと。平串の残土を持ってこないかんかったというのが国交省の都合なのか、町の都合なのかということをお前はさっき聞いたわけですね。

それと、増額の金額、残土ね。ある面では町はオッケーもろうて、できるだけ安く残土処理しようという計画があったわけでしょう。国交省の責任で増額になったのかどうなのかということをお前は聞きゆうがですよ。そこをちゃんと答えてください。

それと、防塵処理施設についてはわかりましたが。本来は町道であろうが国道であろうが大量の残土を運ぶ際には、当初の計画の中でそういった防塵処理施設というのは今から考えておかんと、現に大正か、十和だったか、去年、おとどしでしたか、窪川から十和地域へかなりの残土を持ってきましたが、そういった意味でも国道が大変ほこったということもあります。今後ですが、当然大量の残土する場合には防塵処理施設というのは当初の計画の中で、設計の中に私は入れるべきだというふうに思いますが、その点、答弁があればいただきたい。

135号については、今、答弁があったように、これからの協議をしながらということですが、町の考え方はいわゆるおかみさん市、あぐりショップ四万十、あぐり窪川は3年後には一本化したいという拠点ビジネスの事業で動いているわけですので、またその都度、また上程するのではなくて、そういう計画があるのであれば、この際という私は思いがありましたので質問しました。その点について、また余分にお金がかかるよりも、今回一緒にしたほうが安くなるのではないかなという、私は思いがありましたので質問したわけですが、その点、どうでしょうか。

136号についてはおよそわかりました。が、ただ、入札の落札率が60%を切って、非常に安く契約が結べたということはそれなりに評価すべきですが、余りにもその予定価格が甘かったのではないかなということは失礼ですが、余りにも高い予定価格を見込んでおいたのではないかなというふうに私は落札率から考えるわけですが、その点、ほかの業者を見ても、一番高いのは3,500万ですので、1,000万以上の予定価格の差があるということはどう見たらいいのか、その点、ご答弁いただければありがたい。

以上です。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 金上野団地の残土の件で、またお答えいたしたいと思えます。

当初の国土交通省と町との協議については、当然同じ金上野地区にある残土場ということ、町のほうから国土交通省のほうに、同じ金上野地区にあるから受け入れをお願いできんかという申し入れをいたしました。そうしたら、国土交通省のほうは、その受け入れる容量的には十分スペースがあるから、約1万から2万立米は町の残土も可能であるというお答えを快くもらえたので、うちのほうは当初の設計で同じ安くなるのなら、残土運搬距離が短い同地区内の国土交通省のところにご協力をお願いして、快い回答をいただいております、設計いたしておりましたが、その後うちが、うちの山切と国土交通省の発注工事の時期がちょうど重なりまして、国土交通省のほうは平串の山切の追加工事の分が、横断道のほうが出ましたので、ちょうどうちも山切って一遍には持っていけませんので、順繰り送る予定しておりましたが、どうしても交通整理員とか国道の渋滞とかがありまして、当然国土交通省の残土場ですので、町のほうがちょっと控えてくれんかという話が、また協議がありまして、うちのほうはもう別地区を残土の場所として、結果的には別地区へ搬出を余儀なくされました。

それから、さっきの防塵処理の件ですが、議員さんおっしゃるとおり当たり前のことじゃないかということですが、当初うちの設計にはちょうどそれ、入っておりませんでしたので、結果、追加して入れて防塵処理をした結果、増額となりました。

以上です。

(10番田邊哲夫君「増額予算、金額」と呼ぶ)

運搬の、土工の残土の関係で約600万円。防塵処理施設といたしまして150万円の増になりました。

○議長(山岡義正君) 武市農林水産課長。

○農林水産課長(武市逸夫君) 135号について、今回全部の施設と一緒にしては、一緒にしたら安くはならないかということでしたが、今回の導入につきましては、あぐり窪川の現在あります旧の施設が古くて、他の施設の互換性がないということございまして、今回の整備がまず互換性を持てる機種に整備していくというところございまして、他の施設との連携につきましては、次の計画段階となる予定でございます。

以上でございます。

○議長(山岡義正君) 野村学校教育課長。

○学校教育課長(野村和弘君) 予定価格の算定の方法でございますが、まずそれぞれいろいろ月の単価を調べまして、それを今までの町が購入した価格等を参考にいたしまし

て、それぞれの機器、大体6割から7割ぐらいの値段で一応単価のほうを設定したところ、こういう金額になりました。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。

最後になりますが、課長に最後に聞きたいのは、いわゆる残土処理の場所変更によって、600万円余分に工事費がかかったということです。この原因が、いわゆる国交省は当初はオッケーだったけれども、たまたま国交省の平串での残土が重なったという、ちょっとそこらがさっきから聞きゆうがですが、はっきり明確な答弁はいただけないわけですが、当然町が交渉するに当たっては、この期間を利用させてもらいたいという願いをしちゅうと思うがですね、私は。私が交渉したわけじゃありませんが、推測すると。それで、この期間は国交省にしてみたら、うちの、国交省としてはこの時期は重ならんだろうから許可しますという話で、当初は来たのではないかと私は推測をして話をしよります。その重なった原因が、平串を切る時期が、国交省は勝手にバッティングさせたのかどうかということを最初から聞きゆうがですが、その点をはっきりわからんので、最後になりますが、当然お互い同士がオッケーよということになれば、どっちに原因があるのかいうことを私は聞きゆうがですね。国交省に問題があるんだったら、「約束したじゃないか」ということで600万円減額できるわけですよ、お金が。「責任とれよ」という形もありゃあせんかと。それならば、このうちの工期を、当然請負契約の中で工期は設定します。それを議決をしています、議会は。そしたら、ひょっとしたらですよ、わからんので聞きますが、若干変更して重ならん時期に搬出ができるのだったら、600万というのは余分に必要ないのではないかなと、これは素人考えですけど思うてきたわけです。

そこら辺、もうちょっと質問に対して的確な答弁をいただければね。まずはどこがバッティングさせたのかいうことですよ。町がこの期間ということで許可もろうちゅうはずです。国交省もその時期は切らんだろうから許可したがやないかなと思うてます。どっちに原因があるのか。国交省に責任があるがやったら、「国交省、あんた、許可くれたやないか」ということを交渉はしたのかどうなのかなということを私は求めゆうわけですね。その点、質問、わかっていただけましたか。

それと、パソコンの関係ですが、当初、この予定価格というのが6割、7割、いわゆる標準価格ですわね。ノートパソコン、10万円なら6万か7万の計算をして予定価格を立ったと。しかし、ふたをあけて見れば、なお58%で済んだという答弁のように聞こえた

わけですが、これ、物すごい安いわけですね。それだけの6割、7割の、なおかつまだ6割の落札ということは。べらぼうな単価で落札したということになるわけですが、町としてはありがたいわけですが、今後そこらも踏まえてしっかりと予定価格を設定してほしいということをお願いして、最後の質問を終わります。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） どうも説明のほうが不十分なもので、ご迷惑かけて申し訳ないです。

当初、国交省のほうとは5月ごろですが、一応打ち合わせ段階では、時期的な工事のうちの期間と向こうの、国交省の出す工事の期間がかぶらないので、残土の受け入れは快く了解してもらったわけですが。しかしながら、国土交通省のほうの後の工事が追加が出ました関係もありまして、どうしてもバッティングして、残土場自体が国交省なもので、うちのほうがほかを探さざる得んかったというのが結果です。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 私は、議案第134号数神・奈路地区の用地購入について、質問をしていきたいと思います。

本件は10月の臨時議会で提案をされまして、採択をされておる案件ではございますが、この用地について、当初の話では企業は今にでも来そうなというふうな話から始まったこの案件だろうと思えますけれども、臨時議会に上程されたころには、企業誘致については1年先くらいになるという話でありました。

それでも、かなり高い可能性として、高いものがあるかなということで、本件については採択をされたものというふうに考えるわけですが、現在の企業誘致の可能性というのはどれくらいの確立性があるのか。非常に現下の経済情勢というのは厳しくなっておりますので、そこをまず1点、お伺いをしたいと思います。

それから、取得価格についてですが、考え方の相違というものもあると思いますが、3,300万ということでございます。現状の取得価格では、恐らく南側の国体時に土地改良を施された2ヘクタールについては、常識的には30万から40万くらいかなと、10アール当たり。それから、北側の原野については、一般的には5万前後の価格じゃないかと思うわけですが、今回企業誘致という特別な事情があって、こういう価格になってお

るというふうには考えるわけですが、倍くらいの価格になっておるという思いがいたします。

それで、答弁を伺ってからということになりますが、仮に企業誘致が難しいと、できないということになった場合には、私は非常に高い購入価格になるんじゃないかというふうに思います。希少植物があるので、環境学習とか自然公園に利用したいということもあるわけですが、場合によっては町が維持管理に多大な費用を要するような今回の用地購入になるのではないかと懸念もあるわけですので、そこをまず1点お伺いしたいと思います。

それと、最初にちょっと説明資料の19ページに図面が載っておるわけですが、ここで、南側と北側に分かれて、北側のある一定部分に墓地があったと思います。かなり広い範囲に墓地があると思いますが、それが除外されてない、図面じゃ除外されてないわけですが、これを含めて13ヘクなのか除外をしておるのか、それも伺いたいと思います。

○議長（山岡義正君） 森新産業政策監。

○新産業政策監（森 芳明君） お答えをさせていただきます。

議員さんの質問の中で、まず第1点目については、企業誘致の今後の可能性ということです。7月に、まず県の企業立地課のほうから、この案件については相談を受けております。四万十町を含めて5市町が手を挙げまして、7地区の候補地が今回のF社の企業誘致に関しては手を挙げちゃうということでご理解いただきたいと思います。

実際には8月19日に企業2名の方が見えて、うちの場合には高幡木材センターと数神の用地ということで、2カ所の候補地を見ていただきました。その中では、9月ぐらいには大体誘致の日といいますか、決まるのではないかという話で承っておりました。というのは、その8月段階では、ここのF社というのは石英物のガラスの容器ですね、これを須崎のエム・セテックという会社に卸すということで、その当時かなり須崎のエム・セテックも非常に景気もええということで、9月ぐらいには結論が出るということでしたが、現在のところ、その取引先のエム・セテックが10月から非常に売り上げも落ちてきているということの現状があります。そういう中で、直接町と企業とのやりとりは、県のほうからしてはいけないということで、直接企業からは聞いておりませんが、県の企業立地課に問い合わせたところ、県のほうもその須崎のエム・セテックにはたびたび訪問して、会社の営業、事業内容的なことも聞いているようです。そういう中で、12月段階では、10月よりはかなり売り上げも伸びてきていると、そういう状況のようです。

最終的には、ここの企業の判断については、恐らく来年の夏までには結果が出るであろうということで期待しているところでございます。現在のところ、まだその結果を待っている状況です。

町とすれば、ここの2ヘクタールという土地については、非常に立地条件もええということではありますので、今回、工場用地の指定用地ということで申請をしております。二、三日前に、第二種工場用地ということで、その指定を受けております。今後、この企業は来なくても、県のほうについても、企業誘致についてはいろんな会社訪問の中でいろんなPRはしていきますよという話もいただいておりますので、より積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

2点目です。価格についてですが、当然こういう広い土地を買うに当たっては、当然専門的な価格を出していただくために不動産鑑定士に委託をしております。町長の行政報告でもあったように、そういう鑑定士の価格がやはり今回の取引の価格の基礎になるという考えで、今回の3,300万については、その不動産鑑定価格よりはるか安い。それと、鑑定評価の中では山林の評価もしておりませんので、全体的には4,600万の鑑定価格は出ておりますが、山の流木、そして土地の価格含めましたら、恐らく5,000万以上の鑑定にはなるのではないかとということで、価格的には非常に安いということで考えております。

それと、第3点目の墓地は多分入っていないのではないかとということですが、13ヘクタールということで、ここの説明資料の中に、当然その墓地の部分を除いた図面を出すべきでしたが、何様1ページにおさめる中では墓地場を除いた図面ができておりません。最終的には当然その墓地については取引の土地ではございませんので、墓地についてはここの中には入っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 企業の立地化ということで、9月ごろには決定するだろうということで当初は話がありました。が、現状ではなかなか厳しいということですが、1年後くらいということになりますと、恐らく場合によっては1年、あるいは2年先になろうかと思えますけれども、その場合には、企業誘致地というのは、以前にも私申し上げたことがございますが、金上野、あるいは影野の高速道路関係の優良地の企業誘致できる土地というのも十分にあるわけですが、場合によっては国道の近くということで、そちらのほうがいいのではないかという思いもするわけですので、果たしてこういう価格でここの地を

購入しなければならんかなという思いもあるわけです。

それと、もう一点につきましては、私のような一般人ではなかなかあそこに、あの竹やぶの中に希少植物がたくさんあると言われておるわけですが、全然わからないわけですが、果たしてあれをどのように今後維持管理していくのかと。場合によっては、その維持管理が多大な費用がかかってくるんじゃないかという思いもしております。そういう部分で私はこう疑念を持っておるわけですが、若干筋が離れるかもわかりませんが、その構想というのは、どういう構想を持っておられるのか、できればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山岡義正君） 市川商工観光課長。

○商工観光課長（市川敏英君） お答えしたいと思います。

構想ということでございますが、まだ今のところ、その地域をまず調査をしてみたいというのが前提になっていこうかと思います。

先日、8日の日になりますけれども、牧野植物園を初め、地域の方々も初め、20名の方で現地調査をちょっとしてみました。そういう中で大変竹が多くて、今後どうするかというこの話にまで至ってはおりませんけれども、まずは竹を全部伐採した上で調査をし、自然公園を中心としながら林業実践ゾーンとか農業実践ゾーンとかという形でさびわけをしていったらどうかと。自然公園ゾーンとあわせまして、大きくは3つのゾーン、分けまして、その中にどういうものを乗せていくか、これは今後の問題として、今から考えていかないかんがじゃないかなと考えております。

調査としましても、今、先ほどの行政報告の中にも町長が申されましたが、牧野植物園のほうに大きく力を入れてもらうようにしております。したがって、今年一部調査をしながら、来年1年をかけた調査の必要があるということは聞いておりますので、その結果を受けながら将来どうしていくのかというのを決めていかなくてはいけなないと、そのように考えておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（山岡義正君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 実績からいいますと、非常に多額、私から見れば多額の用地取得になろうと思いますので、今後とも十分に生かせるような利用の仕方というものを考えていただきたいというふうに思いますし、場合によりますと、企業誘致、1年後どうなるかわからないわけですが、仮にできないということができた場合には、改良をしておる2区というのは、逆に産業振興で大いに生かせる要素があるかもしれません。そういうこと

も含めて今後検討を、計画を立てていただきたいということを申し添えまして私の質問を終わります。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

24番氏原郭君。

○24番（氏原 郭君） 議案134号について、宮地議員がただいま説明をいたしました。説明じゃなくて、質問をいたしました。失礼しました。

私は、宮地議員の質問では、大変企業、確かに今企業の成績というものは下がっております。ところが、伸びている企業もあるわけです。その企業を、町長以下執行部においては、県を通じて企業の誘致をしてくれという話でございますが、やっぱり県も今7カ所ばあくらいはあるということで、町も積極的に働いてその企業、「奈路地区自然公園用地」という名前にはなっておりますが、主体としては企業が来るから先にあこを買おうという話からの話でございますので、その積極的な企業の誘致を今からしていくのが我々執行部の仕事だと思います。

それで、それを通じまして、私も申し上げたいのは、今の土地2ヘクタールについて、企業が来るまでにそのまま置いておくのか、企業がいつ来ても構んような土地にするのか、そこのあたりをはっきりしてないと、話が来たからではまた遅い話になりますので、町長としてはどのように整備していくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 数神・奈路地区の用地でございますが、先ほど政策監のほうからお答えをいたしましたとおり、県の第二種工場用地としても指定もされました。その指定を受けますと、企業が進出をしてくるときに、排水路の整備であるとか、そういったものが県の補助金がいただけるという非常に大きなメリットもございます。今後どういった企業を誘致していくのか。まずは、今話が出ております企業を最優先として、こちらのほうも働きかけを行っていきたいと思っておりますが、そのほかの企業等も当然視野に入れなければなりません。

その来る工場の、どういったものを生産していくのか、それによって、どういった形の排水路をつくる必要があるのか、あるいは道路の大きさとかそういったものも出てきますので、前もって排水路等を整備しておくのはなかなか難しいがじゃないろうかというふうに思います。その来る企業のめどが立てば、その企業との話し合いの中で排水路、進入路、そういったものの整備を行っていくという形が最もいいのではないかなというふうに

今思っておりますが、今日、売買契約のご承認をいただきましたならば、あの土地をとりあえずどういった形にしておくのか、それについてはこちらのほうでまた協議もさせていただきたいと思っておりますので、また議員の皆さん等のいろんな提案があれば、その都度お伺いをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（山岡義正君） 24番氏原郭君。

○24番（氏原 郭君） 確かに、企業が来ないとその排水路等いろいろな問題はあろうかと思えます。思いますが、一つ企業の誘致として、土地を買うということは、あこは町道の広い2車線、まあ片側1車線ですが、広い道路もあるし、両方からの進入路もしっかりしております。それで、ただ、今の形で置くよりか、1ヘクタールなら1ヘクタールをカチットしたものの、まずは平面的なものにして、いつ来ても、いつどのような形で誘致するのも、県へも働きかけがしよいのではないかと、その分は思っておりますので、その点、よろしくお願いいたします。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） ただいま上程されておりますのは、議案第133号から136号であります。参考までに申し上げますと、その次の139号から141号も同じく売買契約の締結ということになっておるわけですが、私がお尋ねしたいのは、ひょっとしたら、この今上程されて質疑を問われておることとはいささか違うかも知れませんが、私がお伺いしたいのは、予算に対してこの契約金額がどうかということですが、予算額と同等もしくはそれ以下であろうと思えます。そうしないと契約できないわけですから。そうなってくると、補正予算額というものの兼ね合いが出てきますが、ただいま上程されておるのは契約がどうかということでございますので、その質疑については、議長において、「一般会計のところでやれや」というご指示をいただきましたらそのようにしますが、この時点で予算額との絡みの質疑をしてよろしゅうございましょうか。

それはどういうことか言いますと、予算額があつて契約しますね。当然予算額とその契約金額は同等もしくはその予算額より少なくないといかんわけです。それで、不用額は何ぼかということを知りたいわけです。各133号から136号までの予算に対する契約との関係で、その不用額が何ぼ出ておるかということを知りたいわけですが、この今上程されておるのは、契約がどうかという上程でありますので、その数字のことは言われんかも知れませんが、この質疑については一般会計のところでやれやという議長の指示があ

ればそうしますが。

○議長（山岡義正君） その予算内での契約でありますので、それから出てない以上はそ  
の中での話で構いません、数字は。そういう意味でお願いします。

○２５番（宮崎南海男君） ここでやって構いませんか。

○議長（山岡義正君） ええ、どうぞ。

○２５番（宮崎南海男君） それでしたら、１３３号から１３６号までの契約のそれぞれの  
予算に対する不用額を教えてください。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） すみません。議案番号がちょっと順序が違ってきます  
が、１３５号の拠点ビジネスの関係から報告したいと思います。

予算額は８３６万９，０００円でございます、今回上程しておりますのは７９８万円  
でございます。その不用額は３８万９，０００円となっております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 森政策監。

○新産業政策監（森 芳明君） 議案第１３４号ですが、不用額はありません。

○議長（山岡義正君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） 学校情報通信技術環境整備事業につきましては、今の時  
点では２，２３４万ぐらいの不用額が出ておりますが、まだデジタルテレビ等の購入がこ  
れから計画されておりますので、これからその分で購入するという形で、今の時点では  
２，２００万ぐらいということになっております。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） すみません。１３３号の件ですが、まだ現在工事、当然なが  
ら進捗やっていますんで、まだ確實何ぼ不用というのがかかり今の時点ではまだよう押  
さえ切れん段階です。

（２５番宮崎南海男君「今、何ぼかわからん」と呼ぶ）

手持ち資料で今そこがちょっとないもんで、また予算審議のときでもお答えさせていた  
だきたいと思えますんで、お許し願います。

○議長（山岡義正君） ２５番宮崎南海男君。

○２５番（宮崎南海男君） 私が何をお伺いしようかということは、まだその金上野団地  
については、１３３号については、その必要、用途のあれがあると、将来まだあるという

ことでございます。１３４号は予算とびっしりと。それから、１３５号は３８万９，０００円の不用額で、１３６号も今、いまだにこれで事業が終わったわけではないと、２，２００万があるということでございますが。

私は、この契約をして締結したもんについて、終わったものについては、進行中のものは別ですよ、例えばこの１３５号の３８万９，０００円。これ、金額の些少によらず、こういうことは事業が終わったときには当然一般会計の中で減額補正されなければならないと、同時に同じ本会議において、させなければならないと思っておりますが、３８万９，０００円の減額補正はしておりますか。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 減額補正はしておりません。これは、全体事業費３，８０５万７，０００円の事業費の中の一部でございまして、これでは、まだ今回は出しておりません。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） ２５番宮崎南海男君。

○２５番（宮崎南海男君） つまり、契約の締結の報告は今現在あったわけですが、事業が完璧に終わっておると、予算上も終わっておるとするのは１３４号と１３３号ですか。それで、今から１３５号と１３６においては契約の変更があり得るということを示唆したことであろうと思うわけです。まだ事業は動いておるよということでございますが、そのように解釈してよろしゅうございましょうか。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 今議会に上程していますのは売買契約の締結ということでございまして、今議会で承認をいただきましたなら、これから本契約ということになって、債務負担行為が発生するということになります。まだ事業としては終わっておりませんので、金額が確定すれば、３月の定例議会なりで補正予算として減額の議案を上程させていただくという形になってまいります。

○議長（山岡義正君） ２５番宮崎南海男君。

○２５番（宮崎南海男君） わかりました。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

２番岡峯久雄君。

○２番（岡峯久雄君） 議案第１３４号で質疑をいたします。

それぞれの議員からもありましたので重複しないようにしたいと思いますけれども、先ほど町長の行政報告でもありました。希少植物を保護し、また、本町の産業振興を具体的な計画を定めて活用をしていくということです。

先ほどもありましたけれども、臨時議会で補正予算が通過をしておりますが、具体的な計画を定めてから提案をしていただきたいと今でも思っております。

心配な点がありますのでちょっとお伺いをしたいと思いますけれども、まず、産業振興の計画を、どういうふうな計画を持っておられるのかという点と、現地を見に行ったときに、現に鳥獣害の侵入で被害がありました。その対策を町としてどんなに考えていくのかというのと、まずその点についてお伺いしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 森政策監。

○新産業政策監（森 芳明君） お答えさせていただきます。

10月22日に臨時議会で予算の審議もいただいて、予算的には認めていただいたということで、その前に議員さんに説明させていただいたように、3つのゾーン、自然公園、それと農林業実践ゾーンということで、今、構想的にはそれと企業誘致ゾーンと3つのゾーンでの構想です。

具体的には、前の段階でも申し上げたように、まずは重要なのは、絶滅危惧種の17種があそこのゾーンで見つかったという中で、まずはそこの範囲がどこまで自生しているか、それがベースに考えています。というのは、そこは植物以外にも昆虫、水生生物、そういう中でかなりの範囲に可能性があるのではないかと考えてますので、その調査が終わって、どこまでその自然公園的なゾーンを残していくのかによって、再度農林業実践ゾーンについては、その調査後にも再度上げてますように、園芸施設等の活用、薬草、試験栽培地というのは、広さがどこまでその実践のゾーンとして使えるのかということが今の段階ではわかりませんので、それがわかれば、来年、恐らく調査が1年近くかかりますので、それが終わって農林水産課、商工観光課含めて、そこら辺は計画構想をより具体的には詰めていきたいというふうに考えています。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） その鳥獣害の被害につきましては、まだこちらも十分把握しておりません。今回この売買契約の承認をいただきましたならば、先ほど商工観光課長のほうからも申し上げましたとおり、牧野植物園等を中心として本格的な調査に入りまして、そういう被害が出ておるようでしたら、それに対する対策を講じていきたいというふうに

思っております。

○議長（山岡義正君） 2 番岡峯久雄君。

○2 番（岡峯久雄君） 現地を先ほど、繰り返しますけども、回ったときに、確かに侵入はありましたし、それと希少植物も見させていただきました。それは確かに何か初めて見たものでしたし、ただそういうとこ、水も確かに水たまりがあって、そういう場所でしたけれども、そういうところというのはご承知のように、イノシシのぬた場に絶好の場所になりかねない要素があるかと思います。そういう点の心配と、もし例えば金網さくになりこの 13 ヘクを囲むとしたら膨大な予算にもなりますし、ただ、僕はこれに関連して、例えばこうやって町が購入したから金網さくを張り回すと、何とか無理やりでもということになるのかなと思っています。その対策をするとしたらですね。

ただ、一番心配なのは、やはり町の農林家というのは、小規模な農家も大変多いわけで、例えば今 3 戸以上じゃないとその補助対象にならないということも含めて、例えば 1 人、今、ユズ、クリ、例えばシイタケにしてもそういう被害を受けております、実際に。だから、そういうことの、まず、町、例えばこの土地に対してそういう対策も当然考えて、この予算が通って対策もお考えになると思いますけれども、まず、そんな小規模農林家は、そのこともちゃんと頭に入れながら、原点は町の農林家ですので、そこをしっかりと忘れないように、町の農林業の基礎をしっかりと見詰めておいていただきたいと思いますけれども、何かここで、本議会ですので、そういう点についてのお考えはどう判断する、判断というか、お考えがあるかないかを伺いたいと思います。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 先ほども申しましたけれども、被害の実態とか状況が全然こちらのほうで把握ができておりませんので、その調査をまず行いまして、それに対して対策を講じていきたいと思っておりますが、その対策を講じる上では議員さんおっしゃられたことは十分勘案、尊重して行っていきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山岡義正君） 2 番岡峯久雄君。

○2 番（岡峯久雄君） 先ほど 23 番議員からもありました今後の構想ということでは、今から考えていくということですが、今後の購入した場合の管理体制ですね。だから、例えば希少植物があるところについては、いろんな先ほども答弁にありましたように、1 年近くをかけて調査するということです。

ただ、道路を隔てた２ヘクの企業誘致ゾーンに関しては、下手をすると町が購入した土地は遊休農地というか、本当にそういうことになりかねないということに。だから、そういう点でも、イノシシの侵入は先ほど言いましたようにありましたし、しっかりしたそういう、例えば雑草を刈りはらって常に管理をしていく。だから、町民から見た場合、例えば、あれ、町の土地になって荒れ放題というか、草の生え放題やということはやはり避けていくべきと私は思っておりますが、だから、そういう点を含めて今後の管理の体制についてお伺いしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） お答えを申し上げますが、まず希少植物を保護をする自然公園ゾーンについては、これは町の管理で維持していかなければならないというふうに思っております。

今１つ、その企業立地ゾーンにつきましては、でき得ればというか、基本的には土地そのものも含めて企業に買収をしてもらうということが町としての基本戦略でありまして、そういう方向で、立地した企業によって管理はやっていってもらうべきではないかなというふうに思っています。

また、農業の実践ゾーンにつきましては、これは具体的に何を作目としてやっていくかということが特定をされてないわけでありますが、その作目を特定をした上で、１つには、耕作者に貸し付けをするというような手法もあるかとも思いますし、あるいは買い取ってもらうということも考えられなくはないというふうに思います。

そういうことも含めて、これからいろいろご提案もいただく中で具体的な管理方法は決めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

２６番池本公夫君。

○２６番（池本公夫君） １点だけちょっと最後に質問したいと思います。

議案第１３３号のこの造成工事の請負契約の件ですけれども、このこういう契約に対して、その変更届がかなりあるように思うんですよ。というのは、学校給食造成らも残土処理の関係で変更がございました。そういった何のための契約かと、私は妙に疑問に思いますがね。町には金があるからちょっとというような、安易なあれがあるような気がしてしょうがない。もうちょっとしっかりした契約を煮詰めてとっていただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 先ほどの件ですが、当然実施設計した段階でそのとおりできれば一番町としてもうれしいわけですが、なかなか工事を進めてまいりますといろんな障害とか地元の要望とかもありまして、どうしても変更が伴う場合がいささか多いございまして、今、おっしゃる１３３号の件につきましても、工事の進捗に従いまして変更が伴ったわけで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） ２６番池本公夫君。

○２６番（池本公夫君） そういった事情は重々承知の上で言っているわけであって、もうちょっと煮詰めた当初の計画というものの、そういう契約を結んだということは、何のための契約かと私、ほんまに思うがですよ。民間で１回契約した場合は、これははっきり言うたら責任とらされますよ、民間の場合はほとんど。「おまえ、１回これで契約したじゃないか」というふうにやられますんでね、そこら辺、もうちょっと本当に執行部の方もしっかりと計画をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（山岡義正君） 答弁は要りませんか。

（２６番池本公夫君「はい」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第１３３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１３３号「仮称」金上野団地造成工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

この表決は挙手により行います。

議案第１３３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１３３号は原案のとおり可決

されました。

これより議案第１３４号について討論を行います。

討論はありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１３４号数神・奈路地区自然公園等用地購入土地売買契約の締結についてを採決します。

議案第１３４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１３４号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１３５号について討論を行います。

討論はありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１３５号平成２１年度四万十町拠点ビジネス体制整備事業に伴う四万十町地場産業振興センター商品管理システム売買契約の締結についてを採決します。

議案第１３５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１３５号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１３６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１３６号平成２１年度学校情報通信技術環境整備事業に伴う売買契約の締結についてを採決します。

議案第１３６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１３６号は原案のとおり可決されました。

ただいま議案の精査中ですが、暫時休憩します。

午前１１時０６分 休憩

午前１１時１７分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第１３ 議案第１３９号平成２１年度江師農林水産物集出荷加工場新築工事に伴う機器設備整備の売買契約の締結について、日程第１４ 議案第１４０号平成２１年度高知県移動通信用施設整備事業携帯基地局用無線通信設備品一式（ＮＴＴドコモ）売買契約の締結について、日程第１５ 議案第１４１号平成２１年度高知県移動通信用施設整備事業携帯基地局用無線通信設備品一式（ＫＤＤＩ）売買契約の締結について、以上議案第１３９号から議案第１４１号までの３議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 議案第１３９号平成２１年度江師農林水産物集出荷加工場新築工事に伴う機器設備整備の売買契約につきましてご説明申し上げます。

この契約は、集荷した農林産物に付加価値をつけて出荷し、農林業者の所得向上を図るため、江師農林水産物集出荷加工場内に野菜連続洗浄機、蒸気ボイル機、冷凍庫、冷蔵庫などの機器設備を整備するためのものでございます。

県内業者８社を指名し、去る１２月１日に８社が参加し、指名競争入札に付しましたところ、四国厨房機製造株式会社高知営業所が２，８４０万円をもって落札いたしましたので、落札価格に５％の消費税１４２万円を加え、２，９８２万円にて売買契約を締結しようとするものでございます。つきましては、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第１４０号平成２１年度高知県移動通信用施設整備事業に伴う携帯基地局用無線通信設備品一式（ＮＴＴドコモ）売買契約の締結について、議案第１４１号平

成 21 年度高知県移動通信用施設整備事業に伴う携帯基地局用無線通信設備品一式（KDDI）売買契約の締結について、以上 2 議案につきまして一括ご説明を申し上げます。

この 2 つの契約につきましては、携帯電話不感地区を改善するに当たり、四万十町が整備を行っている携帯基地局 16 カ所でサービスを行う NTT ドコモ及び KDDI から、業者専用の携帯基地局用無線通信設備品一式 16 局分を購入するものでございます。

本事業では、町が携帯基地局の整備を行いますが、携帯電話サービスは各電気通信事業者が行います。そのため、携帯電話を利用するためには、携帯基地局へ各電気通信事業者用の無線通信設備品一式を購入、設置する必要があります。これに伴いまして、今回整備を行う携帯基地局 16 カ所でサービスを行う予定の NTT ドコモ及び KDDI から、各社専用の携帯基地局用無線通信設備品一式それぞれ 16 体を購入するように見積りをいたしましたところ、NTT ドコモにつきましては 9,975 万 3,000 円、KDDI につきましては 4,257 万円の見積書の提出がありましたので、それぞれの価格に 5% の消費税及び地方消費税を加え、NTT ドコモにつきましては 1 億 474 万 650 円、KDDI につきましては 4,469 万 8,500 円にて売買契約を締結しようとするものでございます。

両社の契約金額の違いにつきましては、NTT ドコモは無線装置の特性により、それに付随するアンテナ・配線及び局舎装置を一体で販売いたしますが、KDDI は無線装置のみを販売し、それに付随するアンテナ・配線及び局舎装置につきましては設置工事者が各機器メーカーから調達するためでございます。

なお、購入した物品は後日設置機器調整等を行う工事事業者により携帯基地局に取りつけ、携帯サービスが開始できるよう計画中でございます。つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

14 番下元昇君。

○14 番（下元 昇君） それでは、議案第 139 号について何点か、かなりの点数になると思いますので、執行部の皆様方、3 回しか質問できませんので、かつちり私の質問を

記録していただいて、明確な答弁をいただきたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

この江師に、先ほど町長の提案理由の説明の中で、野菜を集めて付加価値をつけてこれから売っていくという事業に対する厨房機器の補正でございますけれども、まず第1点目、この事業主体はどこなのか。どういったところなのか具体的に説明をお願いをしたいと思います。

それと、この江師の、これ、旧大正町時代のいわゆるスプレー菊の育苗施設でありましたが、合併して四万十町の財産になり、現在指定管理を受けてやっております。それで、私の覚えている範囲内で申し上げますと、何月の定例議会かは忘れました。申し訳ございません。ビニールの二重張りか何かだと思うんですけども、このときに約2,000万円だったかと思います。金額が間違っていれば訂正を願います。そして、せんだっての9月議会で、ウェル花夢に、上がり口の土地に約7,000万ですか、7,000万ぐらいだと思うんですけども、ここにこの加工施設本体を建設するという予算が出まして、これは議決されました。私は提案理由の説明がわかりませんでしたので、賛成はしておりません。

それで、今回、またこの中に約3,000万かけて厨房機器を購入しようとしております。そうすると、これまでのビニールハウスの修繕費等々、それから建物、いわゆる箱物、そして、今回はその中身の厨房機器含みますと、私が覚えている範囲内では1億2,000万、この事業主体者に補助金が流れるということだと思うんですけども、それで、これだけの、1億2,000万以上になるかもわかりませんが、この事業主体者に対してのこれまでの、先ほども申し上げましたように、どういった団体なのか、それから、その団体のこれまでの主な販売実績、どういったことをこれまでしてきたのか、まずこの点は明確に答弁を願います。

そして、全体的に、ビニールハウスの分につきましては、これが加工施設は関係ございませんけれども、9月の補正と今回で約1億、このお金を補助しようとするわけですから、執行部の皆さん方も相当この案件については詳しく、どういったことで、どういったものをどこにどんなふうに、何をどう売るのか、年間販売目標も立てていると私は思います。そうでなければ1億のお金をそうたやすく、ぽんと気前よく補助出すわけにはいかないということは私も承知しておりますので、そこのあたりのいわゆる事業計画。

さらに、私はこれだけの一事業者に1億以上の補助金を出すのであれば、これまでも議

会の我々に、全員協議会の場も何回もありましたんで、もっと詳しい事業計画をきちんと説明する責任が執行部に私はあろうかと思うんですけれども、今日はたまたまケーブルテレビも流れておりますので、町民の皆様方の理解を得るためにもそこらあたりのきちんとした計画はどうなっているのか。もし資料があれば資料の提出もお願いをしたいと私は考えておりましたけれども、そこらあたりをお願いします。

それと、今日いただきました資料の中に建物の、まず最初に厨房機器の設置、それから見取り図、そして一番最後のページに建物本体の全体的な正面図、平面図とかございます。このいわゆる更地のところへこの建物を建てるんですけれども、この建物はもう既に建てているのか。10日、2週間ぐらい前ですか、委員会で行ったときにはまだ工事は何もなされていなかったというふうに覚えておりますので、この建物はいつごろまでに、これ、この21年度の実業ですから3月末までには必ずやらなければならない。

なお、今回のこの補正の金額3,000万も期間が3月10日ですので、これを納入する少なくとも半月以上前にはこの施設が多分完成していないと、この厨房機器は搬入できないと、そういうことになるかと思いますので、その建物の進捗状況、工事含めた、これがどのくらいになっているのか。

それと、この建物については、まだ私の記憶では建てたという記憶がございませんけれども、指名競争でやるのか一般でやるのか、この入札方法も含めて、どういった方法でこの建物を建てようとしているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） それでは、14番議員さんのご質問にお答えしたいと思います。質問の項目がかなりありまして、回答不足の部分があるかもしれませんが、その点はまた2回目の質問でということですのでよろしくお願いしたいというふうに思います。

まず事業主体ということですが、この事業は四万十町が事業主体となっております。

それと2番目の質問で、江師の実験場に今年度計画で進んでおりますビニールハウスの件ですが、これ、20年度の繰越事業で行っております景気対策の関係の交付金の事業でして、防風ネットと、それから実験場内にあるハウスがありましたが、骨組みだけでしたので、それを覆うために補助したという事業でございまして、これも町のほうで事業をやっております。

ちょっと金額については手元にちょっと資料がございませんが、1,700万ぐらいや

ったかというふうに記憶をしております。

それから、加工施設が全体でこの7,000万あって、さらに今回の3,000万何がしというふうな事業で、まあ1億ということでございますが、これは、今回の3,000万というのは建物等含めましての金額になっておりまして、約6,800万ぐらいが事業費でありまして、予算が全体で6,829万1,000円の予算でございます。その中で、建物について3,570万円、それから今回出しております設備機器等で3,150万円というふうな事業内容でございまして、今回、これは7月の臨時議会で予算計上しておりまして採決された部分でございまして、この2つ合わせて6,829万1,000円ということございまして、3月の繰り越しでやっておりますものも含めると9,000万円ぐらいではなかろうかというふうに思っております。

それから販売実績等についてですが、当然、これ、国県の事業、国から補助が出て県のほうに入ってきて、補助金が入ってくるわけですが、当然県の審査、計画とか挙げておりますんで、数字等は挙げておりまして、今後、23年度の販売目標とか、それから売り上げ目標とかいうものを計画しております。その点については、また資料は後ほどお配りしたいというふうに思いますが、それ、当然そういうことに見合った規模の施設、それから設備機器ということに計画をして予算計上はしております。

それから建物についてでございますが、建物につきましては11月26日に入札を行っておりまして、指名競争入札で入札を契約をしております。契約価格が2,257万5,000円で行っております。

工事の着手につきましては、12月3日から着手ということでございまして、進捗状況は、今、造成工事といいますか、基礎の工事のちょっと手前ぐらいのところが行われているというところでございます。完了につきましては、同じように3月10日ということで、ほとんど設備機器が入るための外の上屋、屋根や壁や壁やということ、本体自体の工事はそれほど期間は要しないかなというふうに思いまして、上屋ができ上がると並行に設備機器も入っていくというふうな形になっていこうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 私の質問で、総額が課長の答弁で6,800万ということで納得をいたしまして、金額の訂正はわかりました。

それで、先ほど課長のほうから答弁いただきましたけれども、事業主体は四万十町であると。それで、委託先、この名前を具体的に示していただきたいということです、わかっていると思いますので明確に答弁をお願いします。

それから国から県へ来て、県から町へ行って、その業者に補助金が回ると、こういう補助事業ですけれども、当然まず県から上げて返ってきて、それで町へ来たと。今、課長の答弁の中では、２３年度の売上目標も計画してあると言いますので、これを幾らになっているのか、もし手元に資料があれば、この２３年度売上目標が幾らなのかもぜひお示し願いたいと思います。

それから建物については１１月２６日、指名競争で行ったと。金額がちょっと聞き取れなかったのもう一回金額の提示をはっきりお願いしたいことと、言うたら町の指名競争ですので、これの我々、今答弁を聞くまで全然情報が入ってきておりませんでした。何社で、最終的にどこの業者が指名受けたのか、これは後でも構いませんけれども、文書にてできればお返し願いたいと思います。

もう少し売上目標を幾らいうのを、先ほど２点目に再度質問しましたけれども、どういったところへ、具体的に多分出てははずだと思えるんですよ、これだけの大きい補助金を回すわけですから。あるいは県が審査した時点で町へ回ってきた。そこあたりのただ売上目標だけでなく、どういったもんを加工して、それから総量何トンぐらいのもんをどこそこへというのは、事業計画は出ていると思うんですよ。それが全くこちらには伝わってこない。だから、その点についてももう一回説明を願いたいと思います。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） それでは、１４番議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

委託先はということですが、これは、施設が完了後どこに管理運営さすかというご質問で、趣旨でよろしいですか。今現在、江師の実験場は農事組合法人四万十Ｐｏｔのほうに指定管理で委託をして管理運営をしております。この施設は事業主体としては町ですが、今後は四万十Ｐｏｔに施設を指定管理をして、実験場の施設として一元化をした管理運営のほうがいいかというふうに思っております、その方向で今進めております。

それと、さらに四万十町の地産地消推進協議会というものも今設置をしておりますが、現在のところＪＡ四万十のあぐりショップ四万十とか、四万十Ｐｏｔであるとか、森林組合、大正森林組合、それから四万十のマヒマヒ丸ですか、そういったところがその協議会

のメンバーとなって進めておりまして、四万十P o tで事務的な管理とか運営を行いながら、四万十町協議会とも連携をした取り組みによって施設を有効に活用したいというふうに、今後の計画は考えております。

それから販売先なんですけど、その前に、順番に行かさせていただきます。売上目標でございますが、まず20年度、現在のところは四万十P o tの江師でやっているあそこでの売り上げ等の数値をまず言いたいと思いますが、作付面積が600アール、それから販売額としては1,500万円ぐらいです。それを23年度には作付面積を1,090アールに拡大して、販売額も、県内販売額を3,090万円としております。

それから建物の金額ということですが、これにつきましては、建物につきましては11月26日に入札を行いまして、指名競争入札が17社ありまして、7社辞退をしております。契約価格が2,257万5,000円でございます。

それと、これはまた文書ということですね、文書でお渡ししたいと思います。

こういったところへということでございますが、県内につきましては市内の大手量販店とかを考えております。それから、さらに地産外商ということで、東京等の大手の食品会社とかいったところで地産外商のほうに向けても販路開拓を計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 大体大まかなところはわかりましたけれども、後ほど、指名、7社が辞退したということでございますけれども、その金額についても後で文書でお返し願いたいと思います。

それと、これ、ほかの議員さんも常々言われておるんですけれども、いわゆる売買契約をしたいという提案がなされますけれども、事前に我々議員のほうにも具体的な内容のわからない提案が非常にあります。執行部の方々はわかっているかも知れませんよ。ところが住民の代表である我々議員でさえわからない締結がありますんで、町民の方々、本当に不透明な売買契約があるんじゃないかと、そんなことも、嫌なことも耳に入りますので、やっぱりですよ、少なくともこういった大きい補助金の流れを、きちんと事前に、当初出てきた場合、やっぱり機会が7月からですから十二分にあったはずだと私は思うんですよ。だから、余り質疑で時間をとるよりは、きとんと事前説明をすべきじゃないかなと思いますので、その点については今後のこともありますので、町長あるいは副町長のほう

の答弁はぜひいただきたいと思います。

それと、今、課長の答弁で、２２年度で結局販売開始が始まりますわね。その計画から見ますと、現在、今、四万十Ｐｏｔの実績お伺いしましたけれども、昨年２０年度が１，５００万程度あったと。これが２１年度に今問題になっているこのいわゆる本体と、いわゆる厨房機器、こういったものも含めて３月１０日までに仕上げて、それで４月から、新しい年度から周辺、あるいは自分とこで試験栽培をやってるものを、付加価値つけて加工して売っていこうという計画であるということは今わかりましたけれども、それでしたら、２２年度の、いわゆる初年度の計画が全然出てきてないと。２年後の２３年に３，０００万以上は売り上げたいと。特に県内の量販店、あるいは地産外商という面で、大手のいろんな食品会社との販売を視野に入れていくということでございましたけれども、２２年度の当初の販売計画はなかったのか。その点、担当課長と、それから町長、あるいは副町長のほうから、こういう議案提案に対しての答弁を願いたいと思います。

それと、今回のこの議案に対しては、非常にたくさんの方々が注視をしていると思いますので、議長にお願いしたいんですけれども、先ほどのいわゆる締結については挙手というあれでしたけれども、ぜひともこれは起立採決でお願いをいたしたいと思いますので、ご配慮よろしく願いいたします。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 各事業を行う上で、もう少し前もって説明をということでございますが、予算を上程をするときに、説明資料の中である一定触れさせていただいておりますし、それから議案審議の中でも答弁等も行うわけでございますが、今回のこの江師の事業のように、一連のつながりがあるものについて、時期をずらして売買契約の締結であるとかいう分が出てくるときには、１つの事業とみなして、全体の計画についてまず説明を差し上げたいというふうに思います。それが個別で出てきましたなら、なかなかその経過等について議員さんもわからないというところがあるかもしれませんので、一連の事業については、その事業の全体の内容について説明をさせていただくように、これから注意していきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） それでは、２２年度の計画はあるのかということでございますが、後ほど資料を配付いたしますが、２２年度から２３年度まで、順次年度ごとに計画を挙げております。２１年度から申しますと、作付面積を７６０アール、それか

ら販売額を2,700万程度、それから22年度が作付面積を840アール、それから販売額は約3,100万というふうに計画を挙げております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） ただいま質疑の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩をします。

午前11時50分 休憩

午後 1時33分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長から報告がありました今回の会期の日程表につきまして、お手元に配付しております第1日目から第9日目までの8日目、12月17日木曜の分でございますが、ここで「本会議」とありまして、横に「一般質問」とありますが、一般質問者が7名ということでありまして、第8日目は一般質問をなくして審議・採決を入れたいと思いますので、ひとつご了承をお願いいたします。

現在では繰り上げということはまだ考えておりません。審議次第によります。

下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 失礼します。

先ほど、下元議員さんのご答弁の中で一部訂正をしたいと思います。よろしく願います。

売り上げの関係で、23年の売り上げを3,090万とご答弁申し上げましたけれども、3,090万は県内の販売額で、県外合わせて3,735万円ということでございます。ということで訂正したいのと、それから防風ネットとビニールハウスの事業をたしか1,700万程度と申しておりましたが、約1,060万円でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 引き続いて質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

26番池本公夫君。

○26番（池本公夫君） 先月、産業常任委員会でこの四万十Portさんには視察にお伺いしまして、それで、そのときに費用対効果、計画を示せということを質問しましたら、

「県に出しゅうきすぐに回すと」というご返事でございました。が、いまだに手元に届いておりません。

そういうこととか、まずこういうことは、地元本当に還元なるならば私も賛成です。けども、不透明で全然わからん。それが年間2,000万から3,000万の売り上げで、その組合員数が14人ということをお伺いしてますが、個人の収入はどれぐらいになっているのか、そこらもちょうと示してもらいたいです。わかりませんか。

また、今後の計画をもうちょっと詳しく出してもらわないと、これだけの税金を使って特定の組織にやるというのは私は賛成できかねますが。

以上。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

費用対効果につきましては、産業常任委員会が現地に来られたときにおっしゃられたということで、私のほうがちょっと記憶がなくて申し訳ないですが、後日資料を整えたいというふうに思ってます。

それと、地元のためになるかということでございますが、大正地域はご存じのように農業振興がほかの農家とかに比べて低迷しておりまして、JA大正支所等ともそういう振興策ということでいろいろ協議もしていたわけですが、今回、江師の実験場は四万十Portの指定管理で運営するという中で、さらにその会員、今、14名ですが、さらに会員のほかに賛同者という者がおりまして、22名ぐらいがこの施設を利用するというので、今回も計画の中には22名ということで挙げております。

四万十Portも平成20年度に独自に国の直轄の事業で、直接の事業で、地産地消モデルタウン事業というものを入れまして、その施設を利用した事業展開を行っております。

それと、さらに地産地消協議会等も設けまして、高齢農家や小規模農家がちょっとでも所得につながる農業策ができればというふうに思っておりまして、特に大正は本当にここ2年ぐらいから農業のほうにも予算を入れるということで頑張っていきたいというふうに思っておりますので、どうかご理解、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それと、個人の収入ということですが、直接ここに資料がございません。あるかどうかちょっと確認ができませんが、出せばまた出していきたいと思いますが、今のところ私のほうにはわかっておりません。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 26番池本公夫君。

○26番（池本公夫君） 今回は余り詳しくはわからないというご答弁でございますが、

確かにこれは、田舎はとにかく疲弊しております。それで、少しでも地元のためになるように、本当にそれは願って私もやみませんが、そのための、どうしたら議会なり皆さんにも納得していただけるのか、そこらあたり、もうちょっとちゃんと計画を練って資料も出していきたいと思います、かように思います。

終わります。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 私のほうから、議案第140号と関連のある議案141号について、売買契約の内容について質問してみたいというふうに思います。

議長、午前中から、私もそうでしたが、契約とは関係ない質疑もあろうかと思ってます。私が今から質問しますが、直接関係ないものについては差しとめをしていただきたいと思いますというふうに思います。

まず140号の内容ですが、今回、140、141号とも、いわゆる電信会社のNTTドコモとKDDIの業者2つが売買契約を締結をしようとするものであります。その内容を見てみると、町内の16カ所にアンテナ基地を、携帯基地を設置をしようという内容ですが、金額がいかにせん、同じ16カ所で、一方は1億を超える、片一方は四千数百万という内容です。

ここに、資料の中には、それぞれの違いの内容を書いているわけですが、どうも読んで、素人ですのでわかりません。いわゆるドコモさんのほうは設備を一体的に購入すると、それで1局当たり370万ほど高いという説明です。KDDIは、そういった意味で一体的な設備ではない。だから370万の差が出てくるんだという説明内容であります。ただ、141号の理由を見ると、下のほうで、NTTドコモに比べたら1局当たり370万ほど安いと。しかし、この契約は無線装置の購入であり、これに付随する設備費は、本設備品の設置工事において、工事業者が調達するためであるということの内容ですが、ここがちょっとわかりません。このKDDIさんは、この4,400万については、これはこれがと、しかし設置業者が調達するものについては別途請負契約を締結するという内容なのか、読み方によっては、4,400万の中で設置業者が調達するものはするんだという見方なのか、その点が私は内容を読んでましてわかりません。

そのことについての答弁とあわせて、私はこの契約内容の中で、同じ敷地内にNTTドコモさん、KDDIさんが同じコンクリート柱を立てて、それぞれのアンテナを設置する

という内容ですが、私はそれぞれ行き来するときに基地局を建てている設備を見ました。私が質問したいのは、なぜ1本のコンクリート柱の中で、それぞれのアンテナをつくれなかったのか。機器はそれぞれ敷地内に立てれると、つくれると思うんですね。なぜ1本ではでき得なかったのか。1本でできたならば安くなるのではないかなという、単純な疑問を持ちました。その答弁をお願いしたい。

○議長（山岡義正君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 非常に資料としてわかりにくいような内容になっているかもしれませんが、9月の予算の段階で全体の位置づけは説明したと思うわけなのですが、改めて説明させていただきます。

1つは、この携帯電話のエリア整備の工事の中で3つございます。1つは、基地局の工事でございます。それについては、現在、用地購入についての契約を初めやっております、その基地局、要するに基盤、建て屋を建てる基盤を建てるとか、枠をつくるとかいった工事があるわけなのですが、それは12月11日でしたか、入札の予定となっております。

それから、その後、物品購入、現在議案に出しているのがその物品の購入です。これについては、携帯事業会社の物品ではなくてはなりませんので、それについて随意契約をしているところです。

それともう一つ、その物品を含めた建て屋といいますか、ここに書いてありますように、予算説明資料の中の7ページにもあるわけなのですが、この枠の上に立つ中継局の鉄柱といいますか、アンテナ柱、そこの工事がこの後、備品の調達も確認しまして、その後に工事となります。中継局、それからあとケーブルの伝送路へつなぐ工事とかいった工事になります。その3つの工事といいますか、契約になるわけですし、今回のKDDIとドコモですか、その違いですけど、先ほど説明したとおり、備品がこの後行われる工事に含まれるか含まれないかといった内容で差異が出てきているということでございます。

もう一度言いますけど、今回の契約は、2番目にある物品の購入の契約です。これ以降、また無線工事、備品と建て屋をつなぐ工事が、この後また契約として出てくるわけでございます。

それからもう一つ、1本の柱に2つの携帯電話会社のアンテナを立てないかということですが、これについては自分自身もそうは思うわけなのですが、技術的に一緒に立てることはできないということでの判断でございます。

○議長（山岡義正君） 10 番田邊哲夫君。

○10 番（田邊哲夫君） 担当課長から答弁をいただきました。

1 回目の質問、大体今の答弁でわかるわけですが、技術的に1本の鉄柱ないしコンクリート柱では無理だということですが、その無理な、なぜかというのがちょっとわかりかねますが、業者がそういうのかなというふうに思ってますが。

ただ今回、随意契約の締結です。特にNTT、KDDI、日本では優秀なこういう業者です。ただ、契約の中身ですが、KDDI、NTTドコモとも言い値と、金額というのがここに示されてますが、それなりの交渉の中で、一生懸命まけてもらうということの努力はしたのかどうなのか。業者の言い値という形の契約なのかどうなのか。この点について最後に質問してみたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） この事業については、非常に先の経済危機対策の事業でやれるということで、一般財源も非常に低い、一般財源の持ち出しも300万でしたか、そういった形で低いということもあるわけなんですけど、こちらとしても、いずれにしても国の税金でもあるわけですので、その金額について、各事業会社はこの契約に当たってのその価格が適切であるかどうかといった話はしました。ただし、相手方がもう確定した中での工事ということでありますので、そういった中での交渉の限界といいますか、そこら辺もあつたところも事実であります。

（10 番田邊哲夫君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） 24 番氏原郭君。

○24 番（氏原 郭君） 議案140号と141号についてお伺いいたします。

基地局16局の範囲内ですが、現在、ケーブルテレビが出ている範囲の携帯電話の通じない場所と、まだケーブルを張ってない地域との、地域があるからもう既に16カ所はありますよというこの話でございしますが、その中に、16カ所の中で、2つの契約で、3番目のところにソフトバンクが1つあります。それで、ソフトバンクはそしたらこの中の、契約の部類の中のどこの会社が受け持つかという単純な疑問と、それと、今、自分は東又地区でございしますが、東又地区でもその反応か何かは、家の中では使えないけれども外へ出ると使えるという場所、こういうものの解消についてが主だと思います。それで、それ、その面を、東又でも随分県道、町道、普通携帯電話を持って走ると、全部3本線が立ってます。ところが県道から20メートル、30メートル離れると使えない場所という

ものがたくさんあります。そういうところの把握ができているのか。極端に言えば飯ノ川と同じような地域では道德なんかがそういう地域にも入ります。

それと単純で興津へ走る与津地地区、数家地区、そういう、地域によっても庭に出れば使えるけれども家の中では使えないと。それで、この図面では、ドコモのほうに言わせれば、携帯範囲は全部同じ色で塗っております。すべてのところが使えるというふうにドコモは説明するわけですが、こういう建物を建てんと、電柱を立てんと使えんというのが現実に出てきた場合、それと、今の電柱がドコモは使えるけれども、庭に出ないかん、前の道に出ないかん、そういう把握というものをどのくらいしておるのかというのを伺いたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） まず最初、1点目、携帯、今回の事業の中で、ドコモとauと、それからソフトバンクあるわけなのですが、川ノ内に設置する中継局についてはソフトバンクも参入してやるようになってます。これについて議案が出てないのは、要するに議案とならない金額であるということで、ここの議案には出てきてないわけで、契約そのものは準備をしているところであります。

それから、その不感地域の関係です。今回の議案については、携帯電話での不感地域でも、すべての携帯電話会社が受信できない地区で、なおかつ10世帯以上の地区であるというところを対象に、この有利な事業が導入されたところでございます。議員おっしゃるように、改善された地区であっても、聞こえない地域はまだまだいっぱいございます。そういった意味でのそのエリアを把握をしているかということであるわけなのですが、おおむねここら辺はといったような広い範囲での確認はできておるわけなのですが、一軒一軒の状態、それこそ一軒については、家の中ではオーケーでも外ではだめとかいったような確認まではできておりませんし、携帯事業会社にその地図で見せていただきたいということを話しても、情報は提出していただけない状態でもあるわけなのです。

以上です。

○議長（山岡義正君） 24番氏原郭君。

○24番（氏原 郭君） その1つ、ソフトバンクの契約とならないものというものがどうしてかいうのは、ちょっとわかりません。

それと、10世帯以上という今も話がありましたが、その調査というものはどういう方法でやったのか。

それと、今後そういう世帯をなくすために、区長会なんか等で細かい数字を調べてもらうような方法なんかはとれないものでしょうか。

○議長（山岡義正君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） この事業の導入に当たっては、携帯電話各社にこういった形で事業するので参入していただきたいという紹介をかけたところです。

その中でa uとドコモについてはこの16カ所、それについては参入していただいて、ソフトバンクについては1地区のみ参入していただいたというところであります。

10世帯以上というのは、これは補助要項での不感地域の解消という形での場所の特定でありまして、その地区選定に基づいて携帯事業会社に案内をかけて、先ほど言いましたようにこの16地区等については2社が、1地区については3社が参入していただいたといったような状態であります。

それから、携帯電話の実態把握の質問でございますが、区長さんを初め地区の人も携帯事業の導入については非常に興味もあるところです。そういった意味で、区長会なり相談をし、調査していただけるというようなことでありましたら、また詳しい悉皆調査もしていきたいというふうに思っております。

それから、何で議案にならないのかということになるわけなのですが、議案説明資料にありますように、物品の売買契約700万ですか、それを下回るといった意味で、議案としては計上していないところではあります。

○議長（山岡義正君） 24番氏原郭君。

○24番（氏原 郭君） ぜひ地域に密着した、地域密着型という形でやっておりますので、ぜひそういう差別のない形のをやっていてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第139号について討論を行います。

討論はありませんか。

14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） それでは、私はこのいわゆる21年度江師農林水産物集出荷加工場新築工事に伴う機器設備整備事業につきまして反対の立場で討論を、私の意見を申し

上げます。

先ほど午前中に、質疑の中でいろいろ執行部のご答弁をいただきましたけれども、これまでの説明では、私は十分な事業計画、今後の事業計画、具体的な例が執行部のほうから出てまいりませんでした。何度も具体的に事業例をとというふうに申し上げましたけれども、こんなふうにしてという、先ほど機械の設備で納得したのは、冷凍のカット野菜をつくる事業かなというふうに理解はいたしましたけれども、このカット野菜、この分について、以前JA四万十がニラをカットして10キログラムの袋で売った事業があります。これは、やはり相手は大手量販店でございますけれども、この事業も途中で、まあ料金とか金額のことで頓挫したこともありまして、私はこの地域でのいわゆるカット野菜についての事業に対する不安がございますし、この面でも賛成はできないと。そして、ただし、地産外商を目指すという方向性については、私は大賛成ではございます。

しかし、先ほど申し上げましたように、具体的な説明が私は十分に理解をできなかった。具体的に申し上げますと、担当課長からの答弁では、売上目標が、先ほど訂正がありましたけれども、23年度には県内向けといわゆる外商、県外向けで合計3,735万の収入を見込んでいるという説明がございましたけれども、総額6,800万という補助内容から見れば、費用対効果が少し望めないように私は思いますし、また、23年には10町歩の作付面積で、先ほど22名の方々が参加する事業というふうにご説明ありましたが、やはり反当あたりの売り上げが20万から30万と。これまでと同じような売り上げにしか結びつかないのではないかなと思い、費用対効果が薄いという以上の理由によりまして、私は反対の立場をとるわけございまして、同僚議員のご理解をよろしく願いを申し上げまして、反対の討論を終わります。

○議長（山岡義正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論は。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 私、議案139号について賛成の立場で意見を申し上げたいと思ってます。

この事業については既に予算も議会で承認をされております。先ほども言いましたけれども、今回のこの議案はいわゆる売買の締結案件でございまして、事業がどうのこうのというのは私は今回は関係ないことだと思ってます。当然、予算質疑の中で、この事業がどうなのかという点で議論を交わすことは大事であります。今回は締結についてどうなの

かという、私は立場で賛成したい。

既に家屋も請負契約が締結をされて、造成工事も済んでいます。また、大正地区の人間にとってみれば、農業従事者にとってみれば、ずっと加工施設が欲しいというのは生産者、農家の希望でもありました。窪川地区・十和地域にはそういった意味では正規の加工場がありますけれども、大正地域には皆無と言っていいほど加工施設はございません。そういった意味で、先ほど下藤担当課長からも答弁がありましたように、大正地域のみならず、窪川地域・十和地域からもそれなりの江師地域に、四万十P o tに産品が出荷をされている実態は私も知ってます。そういった意味で、この事業はぜひとも大正地区の農家にとってみれば必要な施設でありますし、決して四万十P o tだけの施設ではありません。私もあぐりショップに関係してますが、あぐりショップ、J Aもこれは賛成をしてもらってますので、町内の農家が出荷をし、加工できる場所でございますので、同僚議員に対して賛同いただけますようお願いをし、賛成討論にかえます。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第139号平成21年度江師農林水産物集出荷加工場新築工事に伴う機器設備整備の売買契約の締結についてを採決します。

議案第139号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岡義正君） 起立多数です。したがって、議案第139号は原案のとおり可決されました。

これより議案第140号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第140号平成21年度高知県移動通信用施設整備事業携帯基地局用無線通信設備品一式（NTTドコモ）売買契約の締結についてを採決します。

議案第140号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第140号は原案のとおり可決されました。

これより議案第141号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第141号平成21年度高知県移動通信用施設整備事業携帯基地局用無線通信設備品一式（KDDI）売買契約の締結についてを採決します。

議案第141号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第16 議案第137号町道路線の認定について、日程第17 議案第138号字の区域及び名称の変更について、以上議案第137号から議案第138号までの2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） それでは、議案第137号町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

整理番号186金上野団地3号線、整理番号187金上野団地4号線、整理番号188金上野団地5号線でございます。

当路線は、今年度造成中である町営住宅分譲宅地内の幹線道路及び支線道路であり、町道に認定し、維持管理を行うものでございます。

続きまして、整理番号189昭和町西1号線でございます。当路線は町道昭和町西線から分岐した県有地内の舗装も整備された道路であり、今回、高知県より土地の譲渡を受け、今後は町道に認定し、維持管理を行うものでございます。

以上、4路線を道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めようとするもので

ございます。

続きまして、議案第１３８号字の区域及び名称の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、国土調査法に基づく地籍調査を実施したことにより、大字若井川地区、峰ノ上地区の字の区域及び名称の変更を行う必要が生じたため、地方自治法第２６０条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

なお、これに係る変更調書を添付してございますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第１３７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１３７号町道路線の認定についてを採決します。

議案第１３７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１３７号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１３８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１３８号字の区域及び名称の変更についてを採決します。

議案第１３８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１３８号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第１８ 議案第１１５号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 議案第１１５号人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、人権擁護委員八木千春氏の任期満了に伴う後任者につきまして、高知地方法務局長からの推薦依頼に対するものでございまして、四万十町米奥４７３番地中平幸子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

中平氏は、四万十農協を退職後、地元米奥地区におきましてボランティア団体米奥なごみの会での活動を初め、少年補導員など地域活動を積極的かつ堅実に行っておりますことから、地域の人々の信頼も厚く、人権擁護委員として最適任であると確信するものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この議案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、質疑、討論は省略することに決定しました。

これより議案第１１５号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この表決は起立により行います。

四万十町米奥４７３番地中平幸子君を適任とする意見の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岡義正君） 起立多数です。したがって、中平幸子君を適任とすることは可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第１９ 陳情第２１－２９号仁井田保育所閉園計画について白紙撤回を求める要望書の取り下げについてを議題とします。

この陳情議案につきましては、教育民生常任委員会に付託し、審議をしておりましたが、その後に、陳情代表者より陳情取り下げ申し出書が提出されましたので、その写しを配付しております。

お諮りします。

質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、質疑、討論は省略することに決定しました。

陳情第２１－２９号の取り下げにつきましては、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２１－２９号仁井田保育所閉園計画について白紙撤回を求める要望書の取り下げについては、これを許可することに決定をしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第２０ 議案第１１６号四万十町滞在型市民農園条例の制定について、日程第２１ 議案第１１７号四万十町保育所条例の一部を改正する条例について、日程第２２ 議案第１１８号四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について、日程第２３ 議案第１１９号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について、日程第２４ 議案第１２０号四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、以上議案第１１６号から議案第１２０号までの５議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 議案第116号四万十町滞在型市民農園条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町は農業を主とした第一次産業を中心に発展をしてきましたが、都市との交流といった面での農地の活用が十分なされていない現状にあります。四万十川などのさまざまな地域資源を背景に、道の駅、農産物等を通じた交流人口の拡大が望まれておりますとともに、高速道路の整備延伸による都市との距離感が大きく短縮されようとする中で、農をいかに活用し、地域活性化につなげるかが大きな課題となっております。

本施設は、設置場所である東又地域のみならず、町全体の活性化を図るために、県産業振興計画に位置づけられている農大跡地の活用の一環として、農業に容易に親しむことができる好条件を活用し、都市住民や町民に農を体験する場を提供することにより、農業に対する理解と関心を深めていただくとともに、農園利用者と地域との継続的・長期的な交流を通じて、移住や新規就農への移行促進、本町のPR推進などにつなげる拠点施設とすべく整備をしているところでございます。

構想から施設整備までを単年度で行い、来年4月からの運営開始という非常に厳しいスケジュールの中で進めておりますが、ようやく今月から建設工事にも着工し、来年3月10日の工期を持って竣工のめどが立ちましたことや、開園までの町内外及び県外に向けての利用者応募から利用契約までの準備行為の重要性、また、指定管理運営を予定しておりますことなどから、その根拠となる施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第117号四万十町保育所条例の一部を改正する条例について及び議案第118号四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本2議案につきましては、四万十町立興津保育所並びに四万十町デイサービスセンターさくら貝の移転新築工事が来年2月末に完成し、3月1日から開所することから、設置位置の変更のため、四万十町保育所条例並びに四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第119号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例についてご説

明申し上げます。

この条例は、後期高齢者医療保険料の延滞金を算定する際、その対象額の下限を定めようとするものでございます。後期高齢者医療保険料は、高知県後期高齢者医療広域連合で賦課されますが、その徴収方法等については各市町村の業務でもあり、各市町村の条例により運用されております。高知県では後期高齢者医療広域連合の市町村間で条例の均一化を図る目的もあり、地方税法の例にならい、下限額を2,000円と定めようとするものもあります。この改正により普通徴収対象者2,730名のうち2,596名が延滞金の対象外となります。

なお、月額2,000円の保険料に対し延滞金が生じるのは、納期限から3年6カ月後でございます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第120号四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

現在休校中の四万十町立下津井小学校及び四万十町立打井川小学校の2校を廃校とし、教育施設からそれぞれ別の用途の施設へ変更を計画しておりますため、四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

初めに、四万十町立下津井小学校につきましては、児童数の減少による学校統合により、平成9年4月1日から休校となっておりますが、今後とも児童の増加が見込めない状況であり、地元住民の同意を得た上で廃校とするものでございます。また、今後の施設利用につきましては、社会教育施設として維持管理していくよう計画をいたしておるところであります。

次に、四万十町立打井川小学校につきましても、児童数の減少による学校統合により、平成16年4月1日から休校となっておりますが、今後も児童の増加が見込めない状況であり、また、地元住民との同意のもとで、ホビー展示館としての転用を計画していることを理由といたしまして廃校とするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第116号から議案第120号までの5議案について、質疑、討論、採決は議案の精査、研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第116号から議案第120号までの5議案について、質疑、討論、採決は議案の精査、研究をした後日に改めてこれを行うことに決定をしました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第25 議案第121号平成21年度四万十町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 議案第121号平成21年度四万十町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、各費目に計上している特別職及び一般職に係る人件費の構成、各事業の進捗状況に伴う見直し、組み替え、精査等の予算措置を行ったことが主なものでございます。

まず、歳出予算の主な内容について申し上げますと、性質別の人件費におきましては、高知県人事委員会の勧告に基づき、給料表及び期末勤勉手当の支給率の改定、職員の異動等に伴う給与等の組み替え、さらに育児休業及び病気休職等による減額を行い、職員給総額で4,261万6,000円の減額となりましたが、勧奨退職予定者の増加に伴う退職手当組合特別負担金2,600万円並びに負担金率の改定による共済費2,547万2,000円の追加などを行いました結果、性質別人件費総額では561万3,000円の追加計上となりました。

次に、総務費におきましては、それぞれの費目におきまして各事業及び事務経費の精査を行いましたほか、4月11日執行予定の町長選挙並びに町議会議員補欠選挙の準備経費を新たに計上しており、総務費全体では2,096万8,000円の追加補正となっております。

次に、民生費でございますが、老人福祉費におきまして、措置人員の増加に伴う養護老人ホーム措置費委託料を451万8,000円、障害者自立支援給付費の見直しにより1,467万1,000円を障害福祉費の扶助費にそれぞれ追加計上いたしております。

児童福祉費の児童福祉総務費では、国の執行凍結による子育て応援特別手当1,620

万円を減額しておりますが、町独自で行う子育て応援特別手当の見直しを行い、支給額1人当たり3万6,000円を1万8,000円に変更し、国の補助対象児童を含む就学前の子全員を対象とすることといたしまして、対象者を930人と見込み、その所要額を計上いたしております。

児童措置費では、私立保育所の児童数増加見込みによる運営費の見直し分977万1,000円を、来年度からゼロ歳児保育事業を田野々保育所で開設するため、その準備経費370万2,000円を公立保育所費にそれぞれ計上いたしました。

その他の経費につきましても、事務事業の進捗状況を勘案し、見直し、組み替え等の予算措置を行っておりまして、民生費全体では1,234万1,000円の追加計上となっております。

次に、衛生費でございますが、新型インフルエンザワクチン予防接種の生活保護世帯を含む優先摂取対象者への助成として、予防費の扶助費に2,918万4,000円を新たに計上いたしました。

なお、このワクチン接種は感染を防止するものではなく、あくまでも感染時の重症化を防ぐことを目的としたものでありますことから、町民の皆様に対しましては引き続き冷静な対応と、うがい、手洗い、せきエチケットの励行などの基本的な感染予防対策を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、窪川病院の産科休止に伴う妊婦健診の通院費助成といたしまして、母子保健事業費に、1月以降の1回5,000円の助成費30万円を新たに計上し、出産に対する経済支援を行ってまいります。

清掃費の塵芥処理費には、秋丸のごみ処理場跡地をごみ収集の拠点として活用するため、敷地の排水設備工事費171万7,000円を計上し、来年度建設予定の倉庫及び事務所用地の整備を行う予定であります。

水道費の簡易水道費には、9月補正にて計上させていただきました、国の一次補正による仁井田簡易水道区域拡張事業が、公共投資臨時交付金対象となる予定でありまして、5,400万円の交付金対象額を追加し、合計で6,583万8,000円の繰出金計上となっております。

その他の事業におきましても実績見込み等による精査を行った結果、衛生費全体では9,446万1,000円の追加補正となっております。

続きまして、農林水産業費についてご説明させていただきますと、まず、農業費におけ

る農業振興費といたしまして、江師農林水産物集出荷加工場建設工事費１３０万円を追加するとともに、公共投資臨時交付金対象として財源組み替えを行いました。さらに、江師園芸作物実験場整備工事費１２６万５，０００円、集落協定数の確定や面積の増による中山間地域等直接支払交付金３２７万６，０００円も追加補正を行っております。

また農地費では、国の補正予算凍結対象である農地有効利用支援整備事業費補助金を県が単独で支援することとなり、概算要望を精査し、所要額を計上いたしております。

一方、林業費の林業振興費では、受託事業である森林総合研究所分収造林事業委託料７００万円、割り当ての減額見込みによる緊急間伐総合支援事業補助金８８０万円をそれぞれ減額補正しております。

その他の事業につきましても進捗状況を勘案し、精査及び組み替え等を行っております。農林水産業費全体では９３２万７，０００円の減額となっております。

商工費につきましても各事業の見直しによる追加計上を行っております。職員給与を除く３２２万１，０００円の追加補正となっております。

次に、土木費でございますが、地域活力基盤創造交付事業の割り当て額の確定及び進捗状況により、道路新設改良費において路線ごとの見直しを行うとともに、町負担分が減額となった県道改良事業負担金２，６１３万円を減額いたしております。

河川費には、小室の浜の県営海岸改良事業負担金１００万円、がけ崩れ住家防止対策事業費５６７万５，０００円をそれぞれ追加計上し、防災対策を講じてまいります。

以上のことなどから、土木費全体では２，４１５万円の減額補正となりました。

続きまして、消防費におきましては、常備消防費において、消防職員の勧奨退職予定に伴う退職手当組合特別負担金７２５万９，０００円を含む町負担金８７９万２，０００円、防災費では、国の補助事業としての防災マップ策定事業の追加分４３０万円並びに全国瞬時警報システム改修費７７４万３，０００円をそれぞれ追加計上しております。消防費全体では２，１６２万７，０００円の追加補正となっております。

教育費におきましては、学校耐震化補強事業の実績見込みによる精査を行っております。小学校管理費では３，２４５万３，０００円、中学校管理費では４，１５１万７，０００円のそれぞれ減額補正となっております。

また、それぞれの費目におきましても各事業の見直しを行い、所要額を計上いたしております。教育費全体では６，５７４万２，０００円の減額となっております。

災害復旧費でございますが、農林水産施設及び公共土木施設において、圃場災害の査定

見込み額並びに単独事業費の見直しを行っておりまして、災害復旧費全体で３６２万７，０００円の減額となりました。

最後に、公債費でございますが、高金利の政府資金に係る補償金免除繰上償還が本年３月２５日に予定額の２億３，１９７万円を全額実施することができ、その繰上償還に伴う今年度分の元金分３，３２４万６，０００円並びに利子分１，４４０万９，０００円を、また、繰越事業に係る地方債の借入額の確定並びに借入時期、借入利率の見直しなどによりまして、償還利子３，０６５万５，０００円をそれぞれ減額補正いたしておりまして、合計で７，８３１万円の減額計上となりました。

以上が歳出予算の概要でございますが、これを賄う歳入といたしましては、第１表歳入に記載のとおりとなっております。調定見込み額の見直しによる町税２９１万１，０００円、普通交付税留保分９，３４４万８，０００円、公共投資臨時交付金及び小中学校耐震化事業への割り当て増額などによる国庫支出金をそれぞれ追加したほか、財源不足対策とした基金繰入金並びに小中学校耐震化事業の合併特例事業債の減額などによる町債をそれぞれ減額し、財源組み替えを行っております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ２，４５４万円の減額計上となっております。累計予算額は歳入歳出それぞれ１６９億２，５３７万５，０００円となっております。

次に、債務負担行為の補正についてでございますが、認定農業者が本年度借り入れる農業経営基盤強化資金に対する利子補給事業分を新たに第２表のとおり追加したものでございます。また、地方債の補正についてでございますが、第３表に記載のとおり、限度額の変更を行うものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１２１号について、質疑、討論、採決は議案の精査、研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第１２１号について、質疑、討論、採決は議案の精査研究をした後日に改めてこれを行うことに決定いたしました。

た。

ただいまより 2 時 5 0 分まで休憩をします。

午後 2 時 3 6 分 休憩

午後 2 時 5 2 分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第 2 6 議案第 1 2 2 号平成 2 1 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 2 7 議案第 1 2 3 号平成 2 1 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 2 8 議案第 1 2 4 号平成 2 1 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 2 9 議案第 1 2 5 号平成 2 1 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 3 0 議案第 1 2 6 号平成 2 1 年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 3 1 議案第 1 2 7 号平成 2 1 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 3 2 議案第 1 2 8 号平成 2 1 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、以上議案第 1 2 2 号から議案第 1 2 8 号までの 7 議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第 1 2 2 号平成 2 1 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

今回の補正につきまして、各会計間移動による職員給の減額、一般及び退職被保険者に係る保険給付費、後期高齢者支援金並びに介護納付金見直しによる増額計上が主な歳出の内容でございます。これを賄う歳入につきましては、第 1 表歳入に記載のとおり所要額の補正計上を行っており、収支差額分の調整といたしまして、財政調整基金繰入金で行っております。

以上、第 1 表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

この結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ 9, 1 5 5 万 7, 0 0 0 円の補正となり、累計予算総額は 2 8 億 9, 9 9 5 万 6, 0 0 0 円となったところでございます。

なお、この補正予算案につきましては、去る 1 2 月 9 日、四万十町国民健康保険運営協

議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

次に、議案第123号平成21年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員給の見直し及び勧奨退職予定者に係る退職手当組合特別負担金の追加計上が主な歳出内容でありまして、これを賄う歳入につきましては、第1表歳入に記載のとおりとなっております。財源不足対応といたしまして財政調整基金繰入金の追加計上を行っております。

この結果、歳入歳出それぞれ1,300万5,000円の増額となり、累計予算額は3億5,101万1,000円となっております。

次に、議案第124号平成21年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員給の見直し及び不足見込みの医薬材料費の追加計上が主な歳出内容でありまして、これを賄う歳入につきましては第1表歳入に記載のとおりとなっております。

また、本年度より院内処方を廃止いたしましたことなどから、診療収入の見直しも行っており、その補正額を計上いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ564万6,000円の増額となり、累計予算額は2億1,116万9,000円となっております。

次に、議案第125号平成21年度四万十町国民健康保険大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員給の見直しによる減額に対応する補正でありまして、第1表歳入に記載のとおり、歳入歳出それぞれ19万4,000円の減額となり、累計予算額は1,060万6,000円となっております。

次に、議案第126号平成21年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

補正の主な理由につきましては、歳出の総務管理費で事務取扱手数料の増額に伴うもので、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

歳入歳出それぞれ4万1,000円の補正となり、累計予算総額は3,326万円となったところでございます。

議案第127号平成21年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）  
についてご説明申し上げます。

補正の主な内容でございますが、育児休業などに伴う職員給の減額及び広域連合納付金の増額が主な歳出補正でございまして、これを賄う歳入につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

今回の補正額は歳入歳出それぞれ135万2,000円の増額補正となり、累計予算総額は2億4,825万7,000円となったところでございます。

次に、議案第128号平成21年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、現在までの事業実績に基づきまして、必要額の再検討を行い計上いたしました。

主な補正内容としたしましては、１款総務費では、職員給与で会計間の移動によります減額、２款保険給付費では、不足が予想される介護サービス等諸費、その他の諸費、高額介護サービス費、特定入居者介護サービス等費で増額、５款地域支援事業費では、職員給与で減額計上いたしました。

以上が歳出予算の概要でございますが、これを賄う歳入といたしましては、第1表歳入に記載のとおりとなっております。

この結果、補正額は歳入歳出それぞれ１億５，０５３万１，０００円の増額となり、累計予算額は２２億１，４３２万３，０００円となっております。

以上、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１２２号から議案第１２８号までの７議案について、質疑、討論、採決は議案の精査、研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（山岡義正君）　ご異議なしと認めます。したがって、議案第１２２号から議案第１２８号までの７議案について、質疑、討論、採決は議案の精査、研究をした後日に改めてこれを行うことに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第３３ 議案第１２９号平成２１年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）、日程第３４ 議案第１３０号平成２１年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第１号）、日程第３５ 議案第１３１号平成２１年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算（第１号）、日程第３６ 議案第１３２号平成２１年度四万十町水道事業会計補正予算（第１号）、以上議案第１２９号から議案第１３２号までの４議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） それでは、議案第１２９号平成２１年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、会計間の移動に伴う職員給及び台風９号による水源地の修繕に伴う増額補正が主な歳出でございまして、これを賄う歳入につきましては、第１表歳入に記載のとおりとなっております。

なお、議案第１２１号一般会計補正予算（第５号）でもご説明申し上げましたが、９月補正でご決定いただきました国の第一次補正による仁井田簡易水道区域拡張事業が、公共投資臨時交付金対象の予定となりますため、一般会計繰入金と簡易水道事業債５，４００万円を組み替え措置いたしております。

この結果、今回の補正は歳入歳出それぞれ１，２７３万８，０００円の増額となっております。累計予算額は９億８，７８２万６，０００円となりました。

次に、議案第１３０号平成２１年度四万十町水道事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、会計間の移動に伴う職員給の減額補正でありまして、第１表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ３５４万６，０００円の減額となり、累計予算額は８，０８０万２，０００円となっております。

続きまして、議案第１３１号平成２１年度四万十町給与集中処理特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

本特別会計は、一般会計及び各特別会計予算に計上いたしております特別職、一般職員の給与等につきまして、事務の効率化を図るため一括して計上し、処理するものでございます。

今回の補正につきましては、高知県人事委員会の勧告に基づき、給料表及び期末勤勉手当の支給率の改定等を行ったこと、また、勧奨退職者等に係る一般職退職手当組合特別負担金並びに負担金率の改定による共済費等の追加、一方、当初予算計上後の退職者並びに育児休業職員等の給与の減額、また、実績見込みによる各種手当等の見直しが主なものでございまして、歳出におきましては給料2,043万6,000円、職員手当等1,132万5,000円をそれぞれ減額し、一方、共済費につきましては3,068万2,000円を追加いたしておりますが、差し引き107万9,000円の減額計上となっております。

また、歳入におきましては、給与等振替収入を同額減額計上をいたしております。

最後に、議案第132号平成21年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容について申し上げますと、まず収益的支出のうち原水及び浄水費では、人件費関係として給与改定により63万8,000円の減額補正をいたしております。

次に、配水及び給水費でございますが、配水管修理箇所が増加に伴い、修繕費50万円を追加補正いたしております。

次に、総係費でございますが、人件費関係として給与改定により13万7,000円の減額補正をいたしております。

続きまして、営業外費用のうち消費税及び地方消費税でございますが、確定申告により税額が確定したことに伴い、111万円の追加補正をいたしております。

以上、4件につきまして提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第129号から議案第132号までの4議案について、質疑、討論、採決は議案の精査、研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第129号から議案第

132号までの4議案について、質疑、討論、採決は議案の精査、研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第37 陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情は、お手元に配付をしております請願・陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、それぞれの所管の常任委員会に付託をします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時8分 散会